

1 2 月 1 3 日 (第 1 日)

12月13日(木)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	花野伸二	2番	浜先秀二
3番	上松英邦	4番	吉野伸康
5番	山本秀男	6番	大石秀昭
7番	片平司	8番	沖元大洋
9番	野崎剛睦	10番	林久光
11番	住岡淳一	12番	山根啓志
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	山木信勝	18番	扇谷照義
19番	胡子雅信	20番	上田正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	浜村 晴司
福祉保健部長	川地 俊二	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	久保 和秀
教育次長	横手 重男	消防長	岡野 数正
企業局長	川尻 博文	総務課長	峰崎 竜昌
財政課長	島津 慎二	企画振興課長	亀田 浩司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	議席の一部変更
日程第3	常任委員の選任
日程第4	諸般の報告
日程第5	会議録署名議員の指名
日程第6	会期の決定
日程第7	市長所信表明
日程第8	選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 9	報告第 6 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第 1 0	同意第 1 号	公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 1	諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 2	承認第 3 号	専決処分の報告と承認について（平成 2 4 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号））
日程第 1 3	議案第 7 2 号	江田島市オリーブ園設置及び管理条例案について
日程第 1 4	議案第 7 3 号	江田島市企業局関係手数料条例案について
日程第 1 5	議案第 7 4 号	江田島市立墓地設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 7 5 号	江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 7 6 号	市道の路線認定について
日程第 1 8	議案第 7 7 号	平成 2 4 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 9	議案第 7 8 号	平成 2 4 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 7 9 号	平成 2 4 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 8 0 号	平成 2 4 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 8 1 号	平成 2 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 8 2 号	平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 8 3 号	平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（上田 正君） みなさん、おはようございます。

開会に先立ちまして、このたび、江田島市議会議員補欠選挙により当選された花野伸二君の紹介をします。

なお、紹介は自己紹介方法とします。

花野伸二君、登壇し、自己紹介をしてください。

お願いします。

○花野伸二君 高いところからすみません。

先月行われました市議会議員補欠選挙で、無投票当選をいたしました花野伸二でございます。

皆様方には、なにとぞ御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

### 開会（開議） 午前 10 時 02 分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は 20 名です。

定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 5 回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 日程第 1 議席の指定

○議長（上田 正君） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

今回御当選になりました花野伸二君の議席は、江田島市議会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において、議席番号を 1 番に指定いたします。

### 日程第 2 議席の一部変更

○議長（上田 正君） 日程第 2、「議席の一部変更」を行います。

今回、新たに御当選になりました花野伸二君の議席の指定に関連し、江田島市議会会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

9 番を 19 番に、1 番から 8 番まで 1 番ずつ繰り下げ、10 番から 18 番までの議席はただいまのとおりといたします。

それぞれの席に御着席願います。

暫時休憩とします。

（休憩 10 時 04 分）

（再開 10 時 05 分）

休憩を解いて会議を再開いたします。

### 日程第3 常任委員の選任

○議長（上田 正君） 日程第3、「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、江田島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、花野伸二君を総務常任委員に指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました花野伸二君を、総務常任委員に選任することに決しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第4、「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） みなさん、おはようございます。

市長再選後の初議会ということで、身の引き締まる思いで登壇しておりますが、引き続き本市発展のため、これまで以上に頑張ってまいる所存でございますので、議員各位の御指導、御鞭撻、また、御協力をよろしくお願いいたします。

また、市民の方々には早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

なお、私の就任あいさつと2期目に向けた今後の市政運営につきましては、後ほど、所信表明で申し述べさせていただきます。

それでは、9月12日、第4回市議会定例会閉会後の市政の主な事柄につきまして、17項目報告を申し上げます。

まず第1点が、江田島市消防団女性分団の発足についてでございます。

9月22日、市消防本部で女性団員10人で編成した江田島市消防団女性分団の発足式を開催いたしました。

これは、地域社会における女性の力をいかし、消防団の活性化及び強化を図るためのものです。

活動内容につきましては、主に高齢者宅への防火訪問、市民に対する普通救命講習、各種消防行事の支援などを実施することとしています。

2点目が、江田島市総合防災訓練についてでございます。

9月29日、市内全域で、南海トラフを震源とする大地震と津波を想定した、江田島市総合防災訓練集団避難の部を実施しました。

全市民の約2割に当たる5,267人が、高台に避難するなどして、避難場所や経路についての注意点を話し合いました。

また、市内11か所で、消防本部による防災講話、消火器の取り扱い訓練なども行われました。

翌30日には、能美運動公園で、災害活動の部を予定していましたが、悪天候による会場コンディション不良のため、中止となりました。

今後も、地域の防災力を高めるため、市民の皆様とともに、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

3点目が、江田島市少年健全育成意見発表大会についてでございます。

10月10日、大柿中学校で、江田島市防犯連合会主催による、第27回江田島市少年健全育成意見発表大会が開催されました。

市内4中学校の生徒7人が、市民や生徒250人の前で、日ごろの生活の中で感じたことや主張などを発表しました。

また、大柿中学校吹奏楽部の演奏も披露され、大会を盛り上げました。

今後も、こうした事業を支援して、青少年の健全育成に努めてまいります。

4点目が、民泊型修学旅行についてでございます。

10月16日から19日までの4日間、県内初の民泊型修学旅行として、奈良県立平城高等学校の2年生の生徒142人が2班に分かれて、本市を訪れました。

滞在中には、3～4人に分かれて述べ40軒の一般家庭に民泊し、漁業や農業など島の暮らしを体験したほか、定置網や魚の調理体験にも挑戦しました。

1泊2日という短い日程でしたが、生徒と地域の人たちの間に温かい交流が生まれ、離島式は感動的なものとなりました。

来年度も、既に中学校2校、高等学校2校の計4校の受け入れが決定しています。

より多くの市民の皆様にも民泊受入家庭として参加していただき、生徒との交流から感動と喜びを分かち合っただけできるよう取り組みを推進していきたいと考えています。

御協力いただいた関係機関、民泊受入家庭の皆様には感謝を申し上げます。

5点目が、ヒロシマMIKANマラソン大会についてでございます。

10月21日、広島県立大柿高等学校をメイン会場として、第27回ヒロシマMIKANマラソン大会を開催しました。

大会には市内を初め、北は北海道から南は長崎県まで、全国各地から2,326人の参加がありました。

今回も、昨年に引き続きゲストランナーとして元中国電力陸上部 梅木蔵雄さんを迎え、参加者と一緒にコースを楽しく走っていただきました。

当日は、マラソン大会とあわせて、「ふれあい産業まつり」も開かれ、市内外から約5,000人が訪れ、大盛況となりました。

なお、今回の大会も昨年と同様に、東日本大震災の被災地復興支援として参加費の一部を寄附しました。

御協力をいただいた関係機関、団体のボランティアを初め、沿道で声援を送っていただいた市民の皆様にお礼を申し上げます。

6点目が、自衛消防隊消防競技大会についてでございます。

10月24日、能美運動公園で、第20回自衛消防隊消防競技大会を実施しました。

この大会は、職場等における初期消火技術の習得、自衛消防力の強化を目的に、市内各事業所、自主防災会及び自治会から56チーム153人が参加して、3人操法の「屋内消火栓の部」及び「市民の部」と、2人操法の「消火器の部」とに分かれて競技を行いました。

今後も毎年この大会を続け、火災予防思想の普及・高揚に努めてまいります。

7点目が、文化芸術フェスタ事業についてでございます。

10月27、28の両日、農村環境改善センターで、第8回江田島市美術展、ミニコンサートなどを開催しました。

市美術展は、一般公募の作品103点を初め、小・中学生の部の絵画・書の入選作品146点、高校生の部の絵画・書の作品17点を展示しました。

また、フルートとギターによるミニコンサート、広島県立呉特別支援学校江能分級の生徒による絵画・彫塑工芸などの特別展示及び「ふわふわオーナメントづくり」教室を行いました。

多くの市民が、心の豊かさと潤いを感じることができたと思います。

8点目が、江田島市表彰式についてでございます。

11月2日、市役所で、平成24年度江田島市表彰式を執り行いました。

今年度は、別紙1のとおり功労表彰2団体、善行表彰4団体を表彰しました。

受賞された皆様の今後ますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げます。

9点目が、江田島市戦没者追悼式についてでございます。

11月8日、農村環境改善センターで、江田島市戦没者追悼式を挙行いたしました。

当日は、遺族や来賓約200人が参列し、「江田島市戦没者之霊」に献花し、戦没者の冥福を祈るとともに、恒久平和実現への誓いを新たにしました。

10点目が、フェスティバル江田島2012についてでございます。

11月25日、国立江田島青少年交流の家で、フェスティバル江田島2012が開催されました。

今年で23回目を迎えたこのイベントは、地域の教育力を高めることを目的に開かれ、市内外から約1万8,000人の参加者でにぎわいました。

当日は、西川ヘレンさんの講演会や江田島産の焼きカキコーナー、特産品の販売、子どもプレイゾーンなど多彩な催しが行われ、市内の小・中学生による和太鼓、金管バンド、吹奏楽部の演奏など、子どもたちが主役のステージショーも披露されました。

また、東日本大震災の復旧・復興のために本市のフェリーを無償貸与した縁で、宮城県気仙沼市の大島汽船株式会社から昨年に引き続き1,500匹のサンマが届き、試食コーナーで炭火焼きにして、多くの来場者に本場の秋の味覚を堪能していただきました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝を申し上げます。

11点目が、江田島オーリーブ市民試食会についてでございます。

12月2日、旧沖小学校をメイン会場として、江田島オーリーブ市民試食会を開催しました。

試食会の調理は、本市出身の料理人 江口慶氏が担当し、本市で初めて設置したオ

リープ搾油機で絞ったオリーブオイルを使って、すべての食材を地元産にこだわった料理5種類を提供しました。

当日は、悪天候にもかかわらず、約800人の来場者があり、ことし採れたオリーブオイル料理に舌鼓を打っていました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝を申し上げます。

12点目が、江田島バス株式会社の経営状況についてでございます。

平成24年12月3日付けで、江田島バス株式会社から、第25期（平成23年10月1日～平成24年9月30日）の決算について報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出します。

今期の経営状況について、路線・貸切を合わせたバス部及び海運部の収支は、収入が2億743万5,000円、支出が1億9,461万5,000円で、1,282万円の利益となっています。

今後も、市で設置した江田島市公共交通協議会で、路線バスの効率化について検討するとともに、引き続き経営改善に取り組むよう指導してまいります。

13点目が、人権週間関連行事についてでございます。

12月5日、江田島市人権擁護委員会委員が、啓発活動の重点目標「みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と呼び掛けながら、市内全域をパレードしました。

また、12月9日には、農村環境改善センターで、第8回ヒューマンフェスタ江田島を開催しました。

このイベントは、「誰もが住んで良かったと思えるまちづくり」をテーマに実施し、約200人が来場しました。

会場では、人権啓発パネルの展示、市内小・中学生から募集した人権作文やポスターの優秀作品者への表彰式、優秀作文の朗読が行われ、講演会では、相田一人さんが、「いのちのバトン」と題して、苦難の多かった父相田みつをさんの人生を息子の視点から講演しました。

14点目が、年末交通事故防止県民総ぐるみ運動についてでございます。

12月11日、ゆめタウン江田島で、江田島市交通安全協会の役員を初め、江田島警察署員など約40人が参加して、「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」に伴う街頭啓発キャンペーン活動を行い、市民に交通安全意識の啓発及び交通事故の防止を呼び掛けました。

今後も、交通安全協会等の協力を得ながら、交通事故の防止に努めてまいります。

15点目が、高田小学校統合に係る覚書の調印についてでございます。

12月11日、教育長及び高田自治会長の立会いのもと、本市と高田小学校PTA会長との間で、平成26年4月1日をもって高田小学校が中町小学校に統合することについての覚書の調印が行われました。

今後、円滑な統合に向けた準備を進めるとともに、体制を充実させてまいります。

16点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙2のとおり開催され、市長、副市長、教育長及び関係部課

長が出席しました。

最後に、最後に17点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙3のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年8月から平成24年10月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番 沖元大洋議員、9番 野崎剛睦議員を指名いたします。

#### 日程第6 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第6、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間に決定いたしました。

#### 日程第7 市長所信表明

○議長（上田 正君） 日程第7、「市長所信表明」を行います。

田中市長。

○市長（田中達美君） 本日、平成24年第5回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

去る11月11日に告示されました市長選挙におきまして、引き続き、江田島市長として市政を担うこととなりました。

無投票当選という結果に、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いですが、市民の皆様方の御支援に改めて感謝申し上げます。

また、同時に行われました市議会議員補欠選挙において、当選された花野伸二氏には心からお喜びを申し上げます。

引き続き、本市の発展のため、これまで以上に努めて参る所存でございますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会は、私の市長再選後、初めての市議会でありますので、冒頭の貴重なお時間をいただきまして、2期目に向けた今後の市政運営に対する所信の一端を申し述べたいと思います。

4年前、「協働！改革！前進！」をキャッチフレーズに、市長選挙に臨み、市民の皆様方の温かい御支援をいただき、第2代江田島市長として市政を担うことになりました。

この4年間に振り返りますと、平成21年9月の民主党政権の誕生、昨年3月の東日本大震災、今年8月のロンドン・オリンピックでの日本選手の活躍など、さまざまな出来事がありました。

こうした中、市長就任以来、議員各位及び市民の皆様方の御理解と御協力に支えられながら、市勢の発展に向けて取り組んできたところでございます。

その結果、財政の健全化につきましては、職員の頑張りもあり、一定の改善が図られてきているところであります。

また、オリーブの振興やカキ養殖の再生、新規就農者の育成、民泊型修学旅行の誘致など、一定の成果を挙げ、今後に期待できる取り組みも生まれてきております。

さらに、東日本大震災の際には、宮城県気仙沼市の大島汽船株式会社に本市フェリー「ドリームのうみ」を貸与したほか、カキ養殖の復興支援や職員の派遣など、被災地に向けて絆を示すことができました。

現在も職員派遣は継続しており、今後とも被災地支援については、可能な範囲で長期的に継続していきたいと考えております。

私といたしましては、これから1期4年間の取り組みをベースに、市の更なる活性化を図ると同時に、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを前進させていきたいと考えております。

それでは、2期目に向けた、今後の市政運営に対する決意と考えを申し上げます。

2期目におきましては、「交流」「創造」「実感」をスローガンに、本市の将来像である「海生交流都市えたじま」の実現に向けて、職員とともに、知恵と工夫と汗を出してまいりたいと考えております。

言うまでもありませんが、行政の目指すべきは、公共の福祉の実現であり、江田島市に住んでよかったと市民の皆様方に「実感」していただくことが、私の目指すところでございます。

真に「市民の立場・市民の視点」に立って、市民の生活に密着した政策を推進してまいります。

一方で、こうした実感を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、経済的・財政的な裏付けが必要です。

このためには、産業振興や人材育成、あるいは行財政運営など、あらゆる分野において「創造的な地域政策」の推進が不可欠です。

さらに、人口減少や少子高齢化といった本市の抱える課題を直視しますと、市内あるいは既存のコミュニティといった枠組みに頼るだけではおのずと限界があります。

このため、本市の多様な地域資源をいかしながら、都市や、地域間・世代間の「交流政策」を積極的に進めていく必要があります。

このような考えのもとに、「交流」によって新たな活力を生み出し、「創造」によって豊かな未来を切り開き、市民の皆様に、恵み多き島に暮らすことを「実感」していただくことを目標に、2期目の市政運営に向けて、決意を新たにしていける所存でございます。

それでは、施策の方向性につきまして、3つのスローガンに沿って申し上げます。

一つ目は、新たな活力を生み出す「交流」についてでございます。

まず、体験型観光の促進など交流人口の拡大による島の活性化に取り組んでまいります。

これまで、世界最大の自転車メーカーであるジャイアント社の劉会長を招いてのサイクリングイベントや、県内初の民泊型修学旅行の受け入れなどに取り組んできたところでございます。

訪れた方々からは、口々に本市の海や自然、あるいは市民のホスピタリティの高さに対する賞賛の声をいただきました。

このように、都市の方々から見て、本市の海や自然、暮らしは十分に魅力的なものです。

平成26年には、広島県と愛媛県による瀬戸内しま博覧会も予定されています。

こうした契機をとらえて、サイクリングやトレッキングといったアウトドア、あるいは農業・漁業といった体験メニューの拡充を図り、体験型観光を促進し、交流人口の拡大による島の活性化を図ってまいります。

次に、協働のまちづくりなど地域力を生かした地域間・世代間の交流の促進に取り組んでまいります。

本市の地域力を最大限に発揮していくためには、都市との交流だけではなく、地域間・世代間の交流を積極的に推進していく必要があります。

これまで、支所単位に地域支援員を配置し、中核組織としてまちづくり協議会の整備を進めてまいりました。

しかしながら、協議会の設立は市内7か所にとどまっており、市民と行政が一体となった協働のまちづくりが十分に浸透したとは言えない状態です。

このため、改めて協働のまちづくりについて市民の皆様の理解を求めていく中で、地域間・世代間の交流につながる事業についても積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、交流を支える持続可能な公共交通体系の再構築に取り組んでまいります。

交流を支える公共交通体系については、これまで、海上交通については西能美航路の再編、陸上交通についてはデマンド・タクシーの導入などに取り組んできたところで

ありますが、依然として多くの課題が残されています。

特に、海上交通については、利用者の減少や燃料高により各航路事業者が厳しい経営環境にある中、来年3月の第2音戸大橋の開通により、さらなる打撃を受けることが予想されます。

このため、島外からの利用促進に向けた取り組みなどを検討するとともに、公共交通協議会の協議を踏まえて策定した連携計画に基づき、船舶や船員等の運航資源の共有化や市全体における将来的な望ましい航路運営についても議論を深めていく必要があると考えております。

次に、二つ目のスローガンであります、豊かな未来を切り開く「創造」についてでございます。

まず、カキやオリーブなどのブランド化による地場産業の振興に取り組んでまいります。

本市の産業構造を考えますと、地域の活性化のためには、農業・漁業を初めとした地場産業の振興が不可欠です。

これまでもフルーツ・フラワー・フィッシュの「3F」を中心に活性化に取り組んできたところであります。

その中から、オリーブの振興やカキ養殖の再生、新規就農者の育成など、今後に期待できる取り組みも生まれてきております。

今後は、こうした取り組みをさらに進めるとともに、農業・漁業の6次産業化や高付加価値化、新たな流通体制づくりなどにより、カキやオリーブなどの特産品のブランド化を進め、地域産業の振興につなげてまいります。

次に、学校と地域の教育力の充実による将来を支える人材の育成に取り組んでまいります。

言うまでもありませんが、本市の次世代を担う人材育成は、市としましても最も重要な施策の一つです。

これまで、江田島小学校及び能美中学校の新築、小中学校の耐震化などのハード面の整備、学校規模適正化の取り組みや児童・生徒の通学支援、さらに、里海学習などの体験活動の充実にも努めてきたところであります。

今後も、本市の教育資源を活用した取り組みを充実させ、児童・生徒一人一人が郷土を愛し、世界に羽ばたくための個性豊かな教育の「創造」に努めてまいります。

次に、職員の創意工夫を生かした安定的・効率的な行財政運営の確立に取り組んでまいります。

この4年間で財政健全化には一定の成果が見られるものの、普通交付税の合併特例加算が平成27年度以降、段階的に縮減していくなど、引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況を乗り越えるためには、行政の分野においても、前例にとらわれない、新たな「創造」が求められます。

このためにも、職員一人一人の能力とやる気を引き出し、時代に即した組織機構改革を進めることで、職員の創意工夫をいかした、安定的・効率的な行財政運営を確定してまいります。

次に、三つ目のスローガンであります、恵み多き島に暮らす「実感」についてでございます。

まず、子育てや高齢者の元気づくりなど生活に密着したサービスの向上に取り組んでまいります。

冒頭でも申し上げましたが、行政の目指すべきは、公共の福祉の実現であり、江田島市に住んでよかったと市民の皆様には「実感」していただくことが、私の目指すところでございます。

これまでも、子育て支援センターの利用促進や保育事業の充実、高齢者の元気づくりなどに取り組んできたところです。

今後、さらに、子育て世帯への支援の充実を初め、子育ての環境整備や、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりなど、生活に密着したサービスの一層の向上を図ってまいります。

次に、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりの推進に取り組んでまいります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われましたが、地震や津波といった大災害から本市だけが無縁というわけではありません。

去る9月29日には市民の皆様にも参加していただき、総合防災訓練を実施したところでございますが、引き続き、地域防災計画の見直しなどを踏まえながら、避難場所への案内板の設置や地域の実情に即したより実践的な防災訓練の実施などにより防災意識の向上を図り、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、恵まれた自然や海を守りつなぐ環境に優しい島の実現に取り組んでまいります。

市民の皆様には、江田島市に住んでよかったと「実感」していただく上で、本市の最大の地域資源は、穏やかな瀬戸内海に囲まれた美しい自然だと考えます。

我々は、この恵まれた美しい自然や海を次世代へ守りつないでいく責任を負っています。

これまでも、し尿処理施設の更新整備や防犯外灯のLED化などに取り組んできたところでございますが、県内でもユニークな取り組みが注目されている、さとうみ科学館の環境学習拠点としての機能の充実を図るなど、地域における活動の輪を広げることにより、環境に優しい島を実現してまいります。

以上、2期目の市政運営につきましては、私の所信を申し述べさせていただきました。

詳細につきましては、平成25年度予算編成後の施政方針の中で、再度、お示しいたします。

議員各位及び市民の皆さんにおかれましては、私の本市に対する思いをお汲み取りいただき、今後の市政運営に関しまして格段の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、2期目に向けての所信表明といたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の所信表明を終わります。

## 日程第 8 選挙第 1 号

○議長（上田 正君） 日程第 8、選挙第 1 号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を行います。

選挙の方法は、選挙指名推選の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

（「議長による指名推選」の声あり）

お諮りします。

ただいま議長による指名推選の声がありましたが、選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

暫時休憩といたします。

（休憩 10 時 40 分）

（再開 10 時 42 分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

選挙管理委員には、野間毅君、御堂岡勝敏君、岡本義紀君、峯本睦子君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指定しました野間毅君、御堂岡勝敏君、岡本義紀君、峯本睦子君。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、木戸出五男君、新宮茂樹君、谷本誠一君、熊倉町子君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木戸出五男君、新宮茂樹君、谷本誠一君、熊倉町子君。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

## 日程第9 報告第6号

○議長(上田 正君) 日程第9、報告第6号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から報告を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました報告第6号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 瀬戸本産業部長。

○産業部長(瀬戸本三郎君) 報告第6号、専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)を説明いたします。

1ページをごらんください。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分をしております。

本件は、市の臨時職員が起こした車両損傷事故による損害について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、それぞれ相手方と和解、示談し、損害賠償額の額を決定したものです。

まず、専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が広島県広島市安佐南区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇さん。損害賠償額は9万678円。専決処分年月日は平成24年10月26日です。

この事故の概要は、2ページの専決処分のとおり、平成24年10月1日午前11時ごろ、江田島市江田島町小用3丁目14番の市有地において、市臨時職員が除草作業していたときに、使用していた草刈機が石を跳ね、前の国道を走行していた相手方の車両のボンネットに当たり、損傷させたものです。

なお、損害賠償金は本市が加入している全国町村会総合賠償保険で補てんをされております。

今回の事故につきましては、おわびを申し上げますとともに、今後除草作業をする場合においては、より一層の注意を喚起するよう指導してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

#### 日程第10 同意第1号

○議長（上田 正君） 日程第10、同意第1号「公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第1号、「公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

平成24年12月15日で任期満了となる沖美町〇〇の山田睦枝さんを引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

再任したい方は、住所が沖美町〇〇〇〇〇番地、氏名が山田睦枝さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、64歳でございます。

山田さんは、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する方でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 質疑がないと思って、以前総務部長には聞いたんですが、この公平委員の選任に同意を求める件なんですが、いわゆる地方公務員法の中に8条、9条の中にいろいろ書かれとるんですよ。

これは非常に大事な委員じゃないかと思うんですが、過去にね、ここに地方公務員法の中に第8条にずらずら書かれているんじゃないか、総務部長はご存じと思うんですが、こういうふうなこの報告とかいうようなことがね、委員会の方から、市及び議会に対して行われたことがあるのかないのか、それをお尋ねします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） これまで人事案件につきましては、議案の方で上程させていただきまして、基本的に質疑が行われてなく、人事案件ということで、事前に、それで議決をいただいとるような今までの経緯がございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） どうも非常にこの公平委員とかね、公平人事委員会いうんですか、これは、形骸化しとるんじゃないかと思うんですよ。

これは職員の労働条件についても全部書かれとるんですよ。こんなふうにしなさいよと

いうて書いとるんじゃないけどね。

そういうこと過去に1件もないということはね、この委員会、3人おるんか5人おるんか知りませんが、あってもないと同じようなことになっとるんじゃないか思うんじゃないけど、もう少し、せっかくこういうふうにつくっとるのがこれ公務員法で決められとるわけじゃから、もうちょっと有効にというか、実態のあるものにしていかにゃいけないんじゃないかと思うんじやが、その辺はどうなんです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） これまで公平委員会につきましては、職員の方から異議申し立て等、公平委員会の方へあった事例はございません。

苦情等につきましてはですね、事例はございますが、苦情につきましては、公平委員会の方で一応いろいろ議論いたしまして、そこらの解決策は図っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ということはね、江田島市の職員は、今の現状に非常に満足しとるということが言えるんじゃないか思うんじゃないけどね、そうなんです。

それともう一つは、この公平委員の人のいわゆる研修、そういうものやられとるんです。まあ名前だけなって、私ようわからんのかやいうようなことはないんでしょうね。

いわゆる地方自治法に精通して、非常にええがいにできとるんで、その辺もう最後ですからね質問は。どうです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 公平委員さんにつきましても、研修等ございます。

そういった研修には参加していただいて、いろいろ識見を高めていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 今、公平委員会開いたことがないと言われましたが、確かにうちの職員ではなかったと思いますが、県から派遣された方が公平委員会へ申し立てたことがあると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今議員さんおっしゃっての、先ほど私が答弁いたしました苦情につきましては、公平委員会の方にございました。

そういった案件につきましては、公平委員会の方でいろいろお話させていただいて、そこらの部分を方向性を出させていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そのときにですね、私、市長さんが、見識ある方だという紹介をされたわけですが、本来なら公平委員会委員さんは秘守義務があるわけなんですよ。それを守られんような方がおられるということが今回あったように私は感じております。

研修等でその部分をしっかりやっていただかないと、うちの職員さんの方も、なかなか苦情が言えないという状況を作りますので、これから市長が新たに出されましたまちづくりの件につきましても、そういう支障があったら、職員の方からそうした意見が出ないということが大変問題になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

したがって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

## 日程第 1 1 諮問第 7 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 1、諮問第 7 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました諮問第 7 号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日で任期満了となる人権擁護委員 大倉千代太郎さんの後任として、次の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が大柿町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が横山孝次さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、6 2 歳でございます。

横山さんは、人権識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

なにとぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することですので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時57分)

(再開 11時10分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 日程第12 承認第3号

○議長(上田 正君) 日程第12、承認第3号「専決処分の報告と承認について(平成24年度江田島市一般会計補正予算(第4号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました承認第3号「専決処分の報告と承認について(平成24年度江田島市一般会計補正予算(第4号)」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、先月16日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。

これに伴い、緊急に選挙執行経費の補正予算措置が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、平成24年11月16日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 承認第3号、専決処分の報告と承認について説明いたします。

先月16日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。

これに伴い、緊急に選挙執行経費の補正予算措置が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分をいたしましたものでございます。

別冊の平成24年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書(専決処分)の1ページをごらんください。

専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、次のとおり専決処分する。

平成24年度江田島市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億8,934万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日 江田島市長田中達美。

それでは、補正予算事項別明細書で、主な内容を説明いたします。

事項別明細書10ページ、11ページをお願いいたします。

最初に歳出の方の説明をさせていただきます。

2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費に投開票に係る管理者及び立会人の報酬、事務従事職員の時間外勤務手当、入場券作成費、郵便料、ポスター掲示板の作成設置等の経費、投票用紙を数えます計数機の更新のための備品購入費などの選挙経費を計上いたしております。

前に戻っていただきまして、8ページと9ページをお願いいたします。

次に歳入でございます。

今回の選挙経費につきましては、全額15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金の衆議院議員選挙委託金で賄われることになっております。

なお、12、13ページに給与費明細書をお示しいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） このたびの衆議院の選挙費は、100%を県からの委託金として入っておるわけですが、11ページの1番下に庁用備品購入費283万9,000円。これは投票用紙を数える機械を買うということですが、これについては衆議院議員の選挙費以外、後からも違う経費として使う、経費いうか機械を使うということありますんで、この部分については100%県から国からの委託金委託費として貰えんのかなと思うんですが、これ市の負担もあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） お答えします。

衆議院議員選挙の開票で使いますので100%補助となります。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 使うんですがね、これは後からのほかの選挙にも使うわけでしょう。このへんをもう、会計検査か何かかかるんじゃないですか。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） 今回の衆議院選挙の開票に使うため100%補助であります。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 苦言を呈するんじゃがね、衆議院選挙のポスター掲示板があるんですよ。そのね、ポスター掲示板と同時に、市がポスターを貼る人のため、利便性を図るために、地図も焼いてくれとるんですよ、一覧表と同時に。ところが今回ね、それをくれっていったら、コピー代をくれえとこうなったんよ。過去にコピー代なんか取りやせんかったじゃないか言うたら、公平の負担からそう言った言う。おかしいことを言うのとイチャモン相当やりおうたんじゃが、結果調べてみますいうて県に聞いたら、取らんほうがえかろうということになったと。何でもかんでもね、行財政改革でコピー代取りやええいうもんじゃない。この費用は国が出しとるんじゃこれは、国が。コピー代も国に請求すればええじゃないか言うたんよ私はね。結果的には取らんいう事なんじゃけど、こういうふうな一時が万事ね、何かみみっちい事をやってね、過去にないようなことをする、国の選挙じゃけえ国の費用、県の選挙なら県の費用じゃから、そこへすりやええことをじゃね、個人に負担をさすなんていうのはね、どうもおかしい思うんよ。

もう1点、掲示板、脚立持って行かにや貼れんような高いところがあるんよ。下を切るとかして低くするとかいう考えてみいいうんじゃがね。それは、掲示板がどこにあるか見てないから、そうなるんですよ。職務怠慢なんですよこれははっきり言って。貼る人の利便性を考えてやるんが総務の仕事なんじゃから。これも言うたんじゃけどね。見に行ったかどうかわかりませんが、今後、十分こういうことはね、気をつけてもらいたいんですよ。

来年は、参議院選挙もある、市会議員選挙もあるわけじゃからね、そのへんをちょっとね、きっちりやってください。

以上。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 選挙のことについて文句を言うんじゃない、関連しとることなんです、衆議院の選挙をするために、不在者投票をするところに6人おる。あんな人数いるんですか。総務部長、お聞きしますけど。6人も私はいらないと思う。市民の方も6人もいらんじゃないか、もうちょっとへせえや、全部それに日当払ろうとるじゃないかという苦情があるんじゃが、そこらについて答弁願います。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今、期日前投票です、それぞれの支所に職員を配置いたしております。職員3名。

今回ですね、投票が小選挙区と比例と最高裁判所の裁判官、3種類の投票用紙をお渡しするようになります。名簿の対象もしていかないといけないような事務もございまして、3人職員でまわしていくということは、相当事務的にも、厳正を期していくためには、最低限でも3名は必要となります。

立会人さんの方も2名ほどお願いして、そこらの部分で、選挙の執行の中の部分の、うまくまわっておるかどうかいというところの部分の干渉はさせていただいておるような形で、今の人数で最低ぎりぎりの線でさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 立会人が、職員は確かに3人おられます。一般住民が3人とか4人とかおるんですが、私見に行ったときに、これだけ人数がいるんかのと痛感した次第でございますが、職員がもうちょっと仕事をしゃんとすれば、これだけ人数がいらんのじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど申し上げましたように、事務的にですね、3種類の投票用紙、名簿対照、そういった業務をやっていく中で、先ほど申し上げましたように、3名はどうしても必要になります。そこらのところは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 3人いるのはようわかるんですが、私が行ったときに座ってぼかーんとしとる。あの人らは何するんですか。立会人いうて、椅子に座ってぼかーんと、おはよう言うたらおはようと言う。これで選挙人立会人が務まっとるんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 立会人の方にもですね、それぞれ任命させていただくときに、立会人さんのお仕事の任務というものにつまましては、しっかり説明させていただいて、選挙の執行の部分が厳正にいくような形で、しっかり期日前投票所の運営をしっかり見とっていただきたいということで、お願いいたしております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 議案第72号

○議長（上田 正君） 日程第13、議案第72号「江田島市オリーブ園設置及び管理条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第72号「江田島市オリーブ園設置及び管理条例案について」でございます。

江田島市オリーブ園を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づいて、条例を制定する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第72号、江田島市オリーブ園設置及び管理条例について説明します。

10ページをお開きください。

平成23年度から事業実施しております大柿町深江地区農地造成に係る土地改良事業の一部が平成25年2月末に完成し、植栽を実施するため、新たに条例を制定するものです。

第1条では、目的として、農地の造成により、安定した農業経営の確立を目指し、江田島ブランドによる農産物の販売を展開し、地域の活性化を図ることを目的としています。

第2条では、設置として、江田島市オリーブ園を設置すると定めています。

第3条では、施設の名称を深江地区オリーブ園とし、その位置を江田島市大柿町深江字東川3248番地1外としています。

第4条では事業の範囲を、第5条では施設の管理を、第6条で利用許可を、第7条で利用の制限等を指定しています。

12ページをお開きください。

第8条で利用許可の取り消しを、第9条で利用者の費用負担をそれぞれ規定しています。

13ページをお願いします。

第10条では施設等の変更禁止を、第11条では利用権の譲渡等の禁止を定めています。

第12条では使用料を定め、年額1平方メートルにつき24円としています。

第13条では使用料の還付しないことを定めています。

ただし、施設の管理上、特に必要があるとき及び利用者の責めに帰することができない場合には、全額又は一部を返還することと定めています。

第14条で現状回復の義務を、第15条で取り消し等による損害の責任を。

14ページをお願いします。

第16条で損害賠償規定しています。

第17条では委任として、この条例の施行に関して必要な事項は、別に規則で定めると規定しています。

附則として、第1条では施行期日を、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2条では使用料の特例として平成24年度から平成29年度までの使用料は徴収しないと定めています。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この間からも私も質問しとるんですが、土地の使用料の算出根拠でありますよね。これは初めは9.1ヘクタールで使用料をいただくんだということで、また7ヘクタールに少なくなったわけですがね。やはりこれはどういいますかね、7ヘクタールになったんなら、それだけ使用料を上げてね、40年間分の使用料、40年間分の市費の負担額、その償還に充てるんが普通じゃ思うんですよ。6千何百万しか入らんのでしょうか、これ24円じゃ。30円ぐらいにすればね、8,500万ぐらいになりますから、大体同じようになりますか、何でそんなことをするんですかね。変わったんかね。ほいで質問すりゃ40年以上貰えるからまだ大丈夫じゃいうて。その間ね、ランニングコストじゃ利息も考えてないんでしょうこれにはね。そんなことじゃおかしい思いますよ。これ30円に変えてくださいや。それをお伺いします。

それから使用料の前払い、これは1年間分をもらうということですか前払いで。もっとこれを長くしたらええんじゃないですか、3年から5年ぐらいに。据え置き期間も3年間あるんですからね。

それから今の前払いの件と、それから13ページに取り消し等による損害の責任。このことなんですがね、瑕疵担保請求ですよ、この辺はどうなっとるのか。ちょっとわかりにくいですこの文面じゃね。

それから14ページの17条、別に規則で定めるとありますが、この規則はどのようなことを書いとるんですか。これは議決事項じゃないから添付してないんでしょうがね、やっぱりこの辺も添付してもらやあいい思うんですがね。どういうことかを書いとるんですか、お伺いします。

以上。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まずもって、24円の件ですけども、これは当初9ヘクタ、園内道路を含めた9ヘクタという造成の工事計画をしておりました。

しかし、いろいろと2億5,000の中で抑えるということになりますと、工法も若干変わってきております。園内道路を廃止しとるということで、有効面積は7ヘクタ

いうことで御理解をいただきたいと思います。

あくまでも利用者の占有するところは7ヘクということで御理解をいただきたいと思います。

それと、前払いの件ですけれども、これにつきましては、先ほど言われた規則の委任の中です、1年間を前払いするというように定めようとしております。

その次に、瑕疵担保の件だろうと思いますけれども、これは、8条の第5号がですね、例えば、農道をこれから先で、もしも拡幅改良することによって、その生産者に不利益を生じる場合以外については、全部請求をしますよということであります。

8条の中にですね、利用許可の取り消し等をした場合の部分については、全部がみずからが利用者が損害を賠償請求、利用者に対して損害賠償請求しますよ。ただし、市の都合で道路改良なんかをやる場合は、これは除きますよということで御理解をいただきたいと思います。

17条にはですね、許可の具体的な申請書の様式、あるいは、先ほど言いました前払いの方法等々について詳細に定めるということにしております。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 先ほどの使用料の件ですが、我々の説明には、もう市負担分を40年間で償還しますよと言うとるんですよ。道路はとられんいうてから今になってそがあな話じゃおかしいじゃない。あなたら信念ないんですか、初めに言うた言葉に。30年にするもんよねこれは普通はね。これ以上言いません。

終わります。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この問題はちょっとかけ離れているかもわからんが、ちょっとお聞きします。

飛渡瀬のパチンコ屋の向こうにあるオリーブ園の見本市がありますよね。あれはどここが管理してるんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） あそこはオリーブ振興協議会が管理をしております。

事務局は江田島市農林水産課です。

○議長（上田 正君） 大石議員、この議題の質問に沿ってやってください。この議案についての質問をお願いします。

○6番（大石秀昭君） それではオリーブ振興協議会が管理しとるんであれば、それを手助け、指導しとるんが産業部じゃないんですか。

そういうことであれば、あそこの草はだれが刈つとると思いますか、産業部長。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） あそこは今現在シルバーに委託して管理をしております。

○議長（上田 正君） 大石議員、この議案についての質問なら受けませんが、お願いします。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君）　　まずこのオリーブ園ね、イノシシ対策用の金網はどうするんかということ、工事費の予定額がね、この全員協で説明があった分では2億5,700万円。たぶん江田島が、市が持つんがたぶん9,000万ぐらいじゃないかと思う、15%で。これがね、予定価格内で工事が終わるのかどうかということ、あとはですね、工事に伴って、あの近辺の、すぐ下が海なんじゃけどね。この赤土の、水が流れよるんかどうか、要は周りの環境変わるとるんか変わってないか、この3点、お尋ねします。

○議長（上田 正君）　　瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君）　　まず沈砂地を新たに設けております。下のところに、海へ行くとところにはですね、沈砂地を設けて、道路が一旦そこで入って、上っ面の水だけが外へ流れるという環境のことは設計をして現在工事をやるということです。

それと先ほどから言われる2億5,700万、この工事にできるだけ近づけるために、ある程度の工法を縮小したり、いろいろ工夫をしてですね、参入企業と調整しながら、7ヘクは守るといふ、7ヘクに近い栽培耕作面積は守りたいという工法をとっております。

○議長（上田 正君）　　7番 片平議員。

○7番（片平 司君）　　イノシシの、そういう鳥獣対策については、費用がやっぱり2億5,000万プラスがかかるんじゃないけど、やるんかやらんのか。

それと、これ1平米24円で設定して、40年間、20年後ということになつとるんですけどね。40年後も1平米24円というのは、いかにもこれ安いんじゃないと思うんじゃないか。いかがなんですか。

○議長（上田 正君）　　瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君）　　まずイノシシの件ですけども、これについては、今参入企業と協議をしながらですね、お互いにどこまで負担ができて得るかは今後協議をしていくということで、今明確には決まってはおりません。

それと、24円の件ですけども、農地法なんかの場合にですね、江田島市が例えば畑の貸し賃が9,000円、あるいは沖美の方は1,000円とかいうような、反あたりですね、そういう指標も出ておりますので、その中でみれば1反にすれば相当の金額になるというふうに、24,000円にもなりますので、それが一つと、先ほどから言っておられますけど、何としてもやりたいのは、企業が成功してほしいということが一つの大きな課題でありますので、ここは御理解をしていただきたい。

市民とともに普及をしていきたいということでもありますので、ひとつ御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（上田 正君）　　8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君）　　手を挙げまあかもう思いよったんじゃないか、今最後に企業が力を入れて、このオリーブ事業、先月から10月からNHKテレビとか新聞、もう再三再四取り上げられて、さぞ産業部長、鼻が高こうてふんずりかえりたいぐらいじゃろう思うんですが、10月28日に、私、あなたの別館か、何いうんか、本館の隣の茶色い、あそこへ用事があって行った。上がる前の右側の草むらへ袋へ入れて1本木をほおくり投げている。半分枯れて、半分生きて。まずこれをなぜあそこへ投げとるんか、ちょっ

と聞かしてみせて。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） あれはですね、まったく別の県の方々から新しい品種のものをいただいて、管理がちょっと悪いんですけども、あれはいただいたものをそこに置いておるといので、我々が今4種類やっているものとはちょっと違うということ、あそこに今置いて、今後どうするかをちょっとそれを気にしとるとい状況です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） おまえさんね、4種類と違うから、あそこへ置いて、気にはしとるけどもほったらかしとる。植木の苗だぞ。今、市長を初め行政が一丸となって、このオリーブを実用化さしていくかということに汗水たらしとる。その苗を水もやらんと、ビニールの袋の中に入れてほおくり投げている。市長見たことないですか。そこから一步入ったら、玄関のときにはにぎにぎしゅうに写真をいっぱい自慢げに並べとる。意味がなさんじゃろ。だからおれがいつも言うように、あんたらやることとなすこととすることが違うということと言うんよ。綺麗事を言う前に1円の1円から大事にして、物事を推し進めるんが行政の部長たるもの仕事じゃないか。そこら辺どう思うか、もう一回答えてみてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 沖元先生の言われるとおりですんで、これは大切にしてください、すぐに展示ほ場の方へでも植えてですね、育てていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） まあもう枯れてあれから2週間くらいか、今日は13日か、2週間以上たつから、おそらくもうどうにもならんじゃろう。あのときじゃたらまだ助かるとるんよ。植木だって動物だって同じなんよ。1匹1匹に命があるんよ。植木だって1本1本に命があるんじゃ、ね。盆栽で整うとるから植木じゃないんよ。雑草以外は植木なんよ。だからあなたらもそういう心がけを、人の上へ立とうとする人間が、そういう心がけをもって接しにや、1コ1コ愛情をもって、いうこととすることが違っとっちゃいけんのんよ、おれから言わしたら。そういうことですよ。この分に関して、この苗は生きるか死ぬるかしらん。ほいじゃが、もろうたけえ投げとるんじゃ、わしらが使うもん以外じゃけえ、試験的にもろうて、人が好意を持って使うてみんさいいうたら、これを成功のほうに導くための努力をせにやいけんのに、取り投げる努力をしてどうするんや。最後にその心がけ、今後どうするかいうことを最後にもう一言。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 確かにその部分は深く反省します。

ただ、今後とも、オリーブを市民の方に全力で普及していきたいという気持ちには変わりありません。

職員も一丸となって頑張っておりますので、今の苗木のことにしましては深く反省したいと思っております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

12番 山根議員。

○12番（山根啓志君） 先ほどからですね、平米24円という話が出とるんですが、さっき部長の答弁で、1万とか9,000円という答弁だったんですが、このように投資してですね、ええがに整備されてるとこは、1万とか9,000円という単価じゃないんじゃないか思うんですがね。荒廃地ならそれでいいと思うんですが、すぐつくれるような整備したとこは、もう少し高いんじゃないか思うんですが。ただこれが24円いうのがですね、もう一人歩きして、今からの土地の流動化なんかには、これがもう基準になってくるんじゃないか思うんですが。うちのの方のハウスで、すぐつくれるようなとこは使用料は大体3万なんですよ。一反がですね。さっき山木議員が言われよったような平米30円ですか、これが24円いうことになると、ほかのところの影響するんじゃないかと思うんですが、その辺は後フォローというのは、十分できるもんかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 大変申し訳ございません。

そこらへんの部分についての広くまでは考えておりません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

9番 野崎議員。

○9番（野崎剛睦君） 13ページですね、第14条の現状回復義務なんですけど、施設の利用が終わったときに当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

これは借地借家法とかそういうのは、そういうあれがあるわけなんですけど、逆に私が心配しとるのはですね、せっかくオリーブの木が大きくなってですね、そして返還するときに原状回復といったら、今まで育った木を切って返還さすというようなことは私心配しとるわけですが、そこらはどうなんですかね。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 仮にそういうことにならないように、一応許可条件、もしくは、この後にはですね、協定を結ぶようにしております。3企業とはですね。

当然、この件に関しては、その木を持ってかえったんでは造成した費用が全くでききませんので、今のところは、その木はそのまま、市がもらいますよという条件でいきたいというように今詰めております。

○議長（上田 正君） 9番 野崎議員。

○9番（野崎剛睦君） 今のはわかりましたが、逆にそのときにですね、今まで育ったからですね、木を買い取ってくれということはないように注意しとっていただきたいと思うんですが。一応願いたいんですが。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） その部分を完全に木は市に帰属するという条項で今、相手方との協議をしております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○10番（胡子雅信君） 私の方からも質問なんですけれども、当初平成22年の全員協議会、もしくは産業建設常任委員会の方で説明いただいた中で、オリーブ構想をやるというところで、提案された会社が当初は江田島市以外ということで、そういった造

成をするに当たっては、三つの条件というのを前提にということで、推進されたと思うんですよね。

一つは会社が江田島市にあること、そして雇用促進を図ること、で、役員さんですかね、市の在住というふうな三つのことだったと思うんですけども、今回この設置及び管理条例の中で、申請者の方には特にそういった条件というのが盛り込まれてないと思うんです。

今、実際にこの三つの会社は江田島市に拠点を置く企業なんで、もともとの趣旨である農地造成のところでもありますね、説明には合致しているんですけども、仮にですね、今この3社が仮にですよ、こういうことがあってはならないんですけども、先ほどのように1社、例えばその事業計画の中でもうやめてしまいたいというところで、今オリーブの木が市に既存とか、そういう協定を結ばれることなんですけども、新たに新規の会社がまた利用したいという申請が出てくることがあると思うんです。

そういった場合には、事業主体というか、その参入者の条件というものは、どういうふうに考えてらっしゃるのか、もしくは規則にも制定されるのか、その点を教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今のところ、この造成地につきましては22年度にも申しましたように、3社の企業をもって土地改良事業ということで造成をしております。

仮にこれ造成地以外の部分でやられる場合には、やっぱり地元企業優先ですね、いうことを基本に置きまして、江田島オリーブ等の前例がありますので、1社でも地元企業入った中ですね、協同経営の中の江田島に本店を置く企業ということでやっていきたい。基本ラインは22年度と変わりなく、方針を持っておきたいと思います。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 私が言いたいのはですね、今回、深江オリーブ園ということで設置されますと。今、この時点ではですね、江田島市に本店を置く企業が参入します、予定ですよ。例えば仮に20年後、30年後と、私もどうなるかわかりませんし、皆さんもどうなるかわからないですね。その趣旨として、やはりそこにある企業、江田島市にある企業ということで造成を解したわけなんで、やはりその使用願いをする条件として、そういったもの、江田島市に拠点を置くとかですね、結局会社というですね、縛りをですね、やはり条例に、条例もしくは規則、条例これありますんで、規則にやはり盛り込んでいただかないと、本来の趣旨に反するということになると思います。

それを検討していただきたいのと、あとは今こちらの議会の皆さんも市の職員さんもそうだと思うんですけども、まだまだ市民の方々が、このオリーブのですね造成について、全くそのどういうんですかね、認識不足という点を持っていらっしゃる方々結構いるんですよ。なぜこの2億4,000万、5,000万かけて、ああいったものをつくらなくちゃいけないのか、今まで合併してからお金がないお金ないということで、緊縮財政の中でやってきて、いろんなサービスを削ったりですね、した部分で、なぜあえてというふうなですね、まだ市の方も広報等でですね、説明はされていると思うんですけども、なかなか御理解いただけなくて、私自身も間接的もしくは直接的に2億4,0

00万、5,000万の内訳をいうんですよ。市の負担が35%です。残りは国が50%、15%が県ということを伝えて、なかなかそこも理解していただけない市民の皆さんも結構いるんですよ。

それとまたこの土地を賃貸借をする、利用料を徴収して、何年間かけて、いわゆる、開発費、投資額を回収するというところでも、ご存じない方結構いらっしゃるんですよ。そういう意味では、せっかく今この今年のですね、10月以降マスコミからも大々的に取り上げられて、今江田島市のね、本当に島がオリーブに託すというところで今NHKでも出てました。そういう意味では、もう一度、その広報紙とか、いろんなところで、今のそういった投資額をどういうふうにして回収するとか、いったものも知らしていただきたいと思います。

これは多分、私もオリーブ、どういうんですかね、振興ということで結構頑張ってますけども、まだまだ2年かかってもまだそういった認識されていない方々もいるんで、これをどんどんどんどん知っていただいて、本当に江田島市の市民の皆さんが納得していかないと、オリーブの花はですね、花というか、このビジネス、ブランド化も開かないと思いますんで、そこら辺のところはここはちょっとお願いしたいことと、先ほどもう1回その規則等のところですね、そういったその縛りというんですか、参加企業の縛り、これを盛り込む方向を検討をしていただけないか、そこの答弁お願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） そこは規則の中へ重々ですね、入れていきたいと思えます。

それと広報につきましては、いろいろと広報を10月からオイル110番とかいろんなことを機会あるごとにやっとならんですが、まだまだ不十分であるようです。

これについてはまた、いろいろと職員と検討しながらですね、市民の方に少しでも理解できるように頑張っていきたいと思えます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

13時まで休憩いたします。

(休憩 1 1 時 5 3 分)

(再開 1 3 時 0 0 分)

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

#### 日程第 1 4 議案第 7 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 4、議案第 7 3 号「江田島市企業局関係手数料条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 7 3 号「江田島市企業局関係手数料条例案について」でございます。

地方自治法第 2 2 7 条の規定に基づいて、条例を制定する必要がありますので、同法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、1 8 ページをごらんください。

議案第 7 3 号、江田島市企業局関係手数料条例について御説明いたします。

これは企業局関係の事務について徴収する手数料は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日の江田島市合併以降、江田島市手数料条例の規定を準用していましたが、今回新たに企業局の条例として整備し、制定するものでございます。

それでは条例に沿って内容を説明いたします。

第 1 条で趣旨として、企業局が特定の者のためにする企業局関係事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによっております。

第 2 条で、手数料を徴収する事務及び手数料の額を定めており、申請するもの 1 件につき 2 0 0 円の手数料を徴収するもので、手数料を徴収する事務は、1 号として水道料金の支払証明、2 号としてその他の手数料の徴収を適当と認めるものでございます。

第 3 条と第 4 条において手数料の算定方法を定めており、3 条で件数は、証明又は写しの用紙の 1 枚を 1 件と定めています。

第 4 条で、第 3 条の規定にかかわらず、1 から 3 号の場合、1 通、1 人又は 1 事項ごとに算定することを定めており、ただし、徴収することが著しく不適當と認めるものはこの限りでないとしています。

以下、第 5 条で、文書をもって事実を証明する場合の手数料の徴収。

第 6 条で手数料の徴収時期。

1 9 ページをごらんください。

第 7 条で手数料の返還を、第 8 条で送料の負担、第 9 条で手数料の免除、第 1 0 条

で委任、第11条で過料の事項を定めています。

なお、原則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 18ページの4条にですね、2行目に、1人又は1事項ごとに手数料を徴収するとなっております。それで3項では1通をもって2以上の事項の証明の請求はあったときなんですけど、江田島市では上水と下水、一緒に徴収しておりますよね。しとるとこありますよね。そうすると下水、上水、1事項ですから、この証明は400円いるということなんですか。

それから19ページの第11条でありますけど、詐欺その他不正の行為によりこの条例に定める手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する額とあります。例えばですね、これが5倍に相当する額が1,000円であっても、括弧書きで5万円以下の過料を科すことができるということになるわけなんですかね。1,000円でも5万円。

その2点をお伺いします。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） まず、第4条の第2項ですが、2人以上のものを列記して、今は証明的には下水道、水道料とも同一証明、一つの証明になります。

この場合、想定されることは、例としては今はないんですけども、例えば、複数の方が、今例えば寮なんかはひとつって、そこの代表で来られて、列記してくる場合も想定して、こういう2人以上、ほいでそれは400円になるんですかといったときは、一応これは一番上の方にありますから次の各号のいずれかに該当するということで、1通1人またはいうことになっておりますんで、1事項でありますんで、2人以上があればこれは掛け2、ほいで1通をもって2以上の事項を証明というときは、これは掛け2、1事項についてごとに手数料を徴収することになっておりますんで、これは1です。1掛2というような格好です。

ほいで今後、最後の11条の過料のところでございますが、一応これも、今までにこれは適用はありませんけども、議員さんおっしゃるとおりの最高5万円以下、5万円です、ということになります。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この手数料の件ですが、下水道の場合、江田島の負担金がかかり多いように聞いておるんですけど、この手数料は江田島市民につき考え直してあげてもらえませんか。下水道の負担金が江田島市はかかり多いように聞いておるんですけど、そこらどうなんですか。

○議長（上田 正君） これはちょっとあれが違いますんで、今回の分は企業局の手

数料の分で、後担当部署にお聞きしてください。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 3点ほど教えてください。

第2条なんですけども、(2) その他手数料の徴収を適当と認めるものというふうにありますけども、具体的にどういったものを想定されているのかを教えてください。

それと第5条、こちらの証明の形式をもってしないものであっても、文書をもってということで、これはどういうことなんですかね。例えば、その市が証明書の発行するものでなくて、例えば、申請するものが証明するものを持ってきたときに、それを認めるんじゃないかと、どういうんですかね、市がそうですよという確認印というか、それをするものをさしているのかどうかということと、あとは第9条なんですけども、特別の事由ということで一応事由がある場合は、手数料を免除できますよということなんですけども、特別な事由というのは、具体的に、これからこれ条例制定されて、仮に我々が市民の方々からいろいろお問い合わせ聞くときに、その特別な事由がどういうものかということがわかったほうが、こちらの方も説明しやすいし、逆に市民の皆さんもホームページ等々で例規集を見られたときに、どういったものが当てはまるんだらうと、具体的な事例、例示があればわかりやすいんで、そちらのところを教えてください。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） まず、第5条、これは内容証明でございまして、例えば、銀行さんでその証明の中に、そこへ住んだるとか居住を証明するとかいうのが、これにその向こうの指定様式に証明するとかいうもんでございます。

ほいで、後、先に特別な事由があるということですけど、不可抗力、例えば災害とか、証明のときは手数料減免とかいうことで考えております。

第2条の2号なんですけど、その他手数料の徴収を適当と認めるもの。これは一応関係、企業局で設置するので、今は交通課もあるんですけども、水道の料金等の支払い証明が主なものなんですけども、特に今のところは想定はしてないんですけども、ほかに、手数料の徴収が適当と認めるものが、もしあったらということなんですけども、特にほかに今まで過去十何年間において、このその他というのはまだ発生してないのが現状でございます。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。

一応もう一度確認だけなんですけども、今の第2条の2項というのは、企業局、水道、下水がありますけども、交通船もそうですね。そういったものの中で、その手数料というくくりで入るものがあるとするれば、この条例で手数料をちょうどいしますということよろしいですね。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） お見込みのとおりでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 5 議案第 7 4 号

○議長(上田 正君) 日程第 1 5、議案第 7 4 号「江田島市立墓地設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 7 4 号「江田島市立墓地設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

山地番及び耕地番の重複地番を解消するために実施した地番変更作業に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) ただいま提案の議案第 7 4 号、江田島市立墓地設置及び管理条例等の一部を改正する条例案についての内容の一部に誤りがありましたので、誠に申しわけございませんが、差し替えをさせていただければと思います。

差し替え分はお手元にお配りさしていただいております。

今後このようなことがないように、十分気をつけたいと思います。

誠に申しわけありませんでした。

誤りは、今回改正する必要がなかった江田島市浄化センターの位置の地番変更と江田島市葬斎センター設置及び管理条例の一部を改正しようとしたこととあります。この部分を削り、修正したものを差し替えさせていただいております。

それでは、議案第 7 4 号について説明いたします。

内容については、21 ページと 22 ページが改正条文、23 ページと 24 ページが新旧対照表、25 ページに参考資料として、本条例案の説明要旨を添付しております。

説明に当たっては、この参考資料により行いますので、25 ページをごらんくださ

い。

まず、1の今回の条例改正の内容について説明します。

(1)本市の宅地、農耕地等には、1番から順に地番(耕地番)が付されていますが、山林、原野等にも、同様に、1番から順に地番(山地番)が付されており、耕地と山地に同一の地番(重複地番)が存在していました。

(2)この状況を、広島法務局において解消したことから、地番に変更が生じたので、このたび、関係条例に定めています所在地等の地番を改正するものです。

次に2の重複地番の原因ですが、重複地番が存在することになった原因については、(1)土地には、その一筆ごとに地番という番号が付されていますが、この地番は、明治6年の地租改正の際に付されたものであります。

(2)その際、土地の付番方法は、全村通し番号を原則としていましたが、広島県及び山口県においては、宅地等に付されている地番とは別に、山林等にも1番から順に地番が付されたことにより、重複地番が存在することになりました。

次に3の地番変更の方法ですが、法務局が実際に行った方法は、宅地等の耕地番はそのまま、これまでの地番のまま、山林等の山地番だけを変更しています。

具体的には、これまでの山地番にそれぞれ10000を加算し変更しています。

そこに例を掲げていますが、例えば、これまで115番であった山地番は、10000が加算され、10115番に変更されました。

ただし、江田島町(津久茂を除く。)については、山地番にそれぞれ20000を加算し変更しています。

そこに例を掲げていますが、例えば、これまでに211番であった山地番は、20000が加算され、20211番に変更されました。

江田島町の場合、現在の耕地番に10000台の地番が既に存在していることから、10000ではなく、20000が加算されています。

また津久茂は、佐伯郡津久茂村でしたので、安芸郡江田島村に付された通し番号ではなく、津久茂村だけで地番が付されていたので、能美、沖美、大柿と同じように、10000を加算し変更されています。

次に4の重複地番の解消作業の実施主体ですが、山地番及び耕地番の重複地番の解消作業や土地の地番変更などの登記に関することは、法務局の権限でありますので、手続はすべて広島法務局が実施いたしました。

次に5の一部改正する関係条例であります。地番変更が行われたことにより、次の5本の条例の一部を改正する必要があります。

これらの施設は、山林を造成して設置していますので、所在地、位置が山地番となっていることから、改正することになります。

一部改正する条例は、江田島市立墓地設置及び管理条例、江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例、江田島市森林公園設置及び管理条例、江田島市ビオトープ設置及び管理条例、以上の5本です。

23ページをお開きください。

新旧対照表となっております。左側が改正案です。

ごらんとおり江田島町にある施設については20000が、その他の町にある施設には、現在所在地番に10000が、それぞれ加算されています。

次のページも同様であります。

25ページにお戻りください。

最後の6の施行日ですが、附則により、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 23ページの1番上にあります江田島中央共同墓苑ですかね、位置のところで1番上の江田島市江田島町字小用タヲ17929番地2、ここだけ変わってないということは、山地番ではなく、宅地等の地番いいますかね、あれになるわけですね。重複してないということだから変わってないということよろしいですか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） そのとおりです。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今こちらの山地番及び耕地番の分で、平成23年、去年の5月に広報江田島の方で、こういうことが法務局の方で順次変えていきますというふうに案内されたと思うんですけども、これはもうすべて江田島市全域については、広島の法務局で完了したという認識でよろしいでしょうか。

もし仮にその認識、いいのであれば、変更を随時かえしますという広報の御案内、23年の5月に出されている以上は、こういったその完了しましたっていうのも、また同じように江田島市の広報等で御案内するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議員御指摘のように、この作業は今年の5月から法務局の方が作業いたしまして、12月に完了しております、江田島市のデータ等の変更につきましては、翌年の1月から2月にかけて、すべて、修正しております。

先ほど、議員から言われたように、今年の5月に地番が変更になりますという広報をしておりますので、今言われたように完了した旨の広報も出したいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 6 議案第 7 5 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 6、議案第 7 5 号「江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 7 5 号「江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第 7 5 号について説明いたします。

内容については、27 ページから 29 ページまでが改正条文、30 ページから 32 ページまでが新旧対照表、33 ページに参考資料として本条例案の説明要旨を添付しております。

説明に当たっては、この参考資料により行いますので、33 ページをごらんください。

まず 1 の条例改正の理由ですが、このたびの条例改正は、国が地域主権改革を進めている中で、昨年公布されましたいわゆる地域主権改革一括法によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格については、環境省令に定める基準を参酌して、条例で定めることとされたことによるものです。

次の 2 の条例改正の主な内容ですが、主な改正は、第 5 条関係となり、内容は、本市の一般廃棄物処理施設の技術管理者には、今後も、これまでと同等の知識、技術等が必要なことから、環境省令と同じ基準、同じ資格要件を市の基準として定めようとするものです。

30 ページをお開きください。

新旧対照表となっています。左側が改正案です。

内容は、第5条の全部を新たに加えています。この条文が、環境省令と同じ基準で、技術管理者の資格を定めたものです。

次のページの中ほどの第11号まで規定しています。

その他の改正は、第5条を加えたことによります条ずれの改正であります。

33ページにお戻りください。

次に3の技術管理者を置く本市の施設ですが、これまでは、法令を根拠に法令による義務付けにより置くことになっていましたけれども、今回の改正により、条例の定めで、本市の一般廃棄物処理施設に技術管理者を置くことになり、その対象施設は、江田島市環境センター、江田島市浄化センター、江田島市リレーセンターの3施設となります。

なお、環境センターとリレーセンターは業務委託をしておりますけれども、委託先の業者には法令で定める資格を有した技術管理者を置いていますので、このたび条例で定める有資格者を置いていることとなります。

次の4の施行日ですが、附則により、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 技術管理者を置く施設が3施設であります。江田島市リレーセンター、ここは一般廃棄物処理をする施設ではないと思うんですね。あそこは中継施設ということで、呉へ持っていただくの話で、ここは技術者は本当は要らないと思うんですが、置く理由をお伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） リレーセンターはですね、今言われるように中継センターなんですけれども、あそこの作業の中で、圧縮梱包という作業をしておりますので、この圧縮梱包は、法律の一般廃棄物の処理施設の該当になります。

以上です。

○議長（上田 正君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） このたびのこの改正で5条が加わったということですが、これが今現在運営しているところにいる技術者の有資格者と、この条例が加わったために弊害が起こる可能性はないんですか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 先ほども説明いたしましたように、法令の基準をそのままに条例で定めておりますので、そういった弊害はございません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） これによりまず廃棄物処理施設技術管理者が何名おるのか。それと、その置かれている人数で十分管理されておるのか。そのあたりを教えてください。

それと今町中で集めておるごみ収集について、どのような管理をされておるのか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今の技術管理者のことですけれども、先ほども申しあげましたけれども、環境センターとリレーセンターは業務委託をしております。その入札をする際に、そういう資格を置いていなければ入札に参加できません。

具体的に受けている企業に何名技術管理者がいるかというのは今のところちょっと把握しておりませんが、業者の中にそういった資格を持った者はおります。

それとうちの職員にもですね、技術管理者の資格を持った職員、これは、講習等を受けることになるんですけども、リレーセンターにも浄化センターの中にも、そういった資格を持った職員は配置しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 今の環境センターとリレーセンターは委託業者に任していると言われたんですが、委託業者はどことどこがおるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 環境センターは富士企業です。広島市佐伯区の方の企業です。リレーセンターの方は江能商事です。これは市内の業者です。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） この技術管理者は、試験があるんでしょう。難しいんですか。

それでね、もう一つ聞きたいのは、この技術管理者、もし仮に江田島市におらんかった場合には、要は、委託すりゃ江田島市の職員はここにいらんわけでしょう。将来的にどっちにしてもあなたらは皆委託するつもりなんじゃろうから、江田島市の職員の中には、技術管理者はいなくてもすむということなるんじゃないかと、どうなんです。試験を受けるのが難しいんか、取れにくいんか、もう一つは難しいけえ業者に委託して、もう市の職員の能力じゃ超えるというような、なるのかどうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 5条のところに、いろいろ大学とか専門の学校の規定がありますけれども、今、委託しているその企業の中で、資格を持ってる方が、このどの号に該当するかは確認はしておりませんが、最後のこの10号、11号を見ていただければと思うんですけども、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。11号はですね、実際問題、先ほども言いましたように、こういった専門の講習がありまして、ここらを受講したものは11号に該当するということとします。さほどそう難しくないといったらちょっと語弊があるんですけど

も、そういうことで、確保はできております。

実際職員の中にも、10名近く講習を受けて、既にそういう資格がある職員がおります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第76号

○議長（上田 正君） 日程第17、議案76号「市道の路線変更について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第76号「市道の路線変更について」でございます。

山地番及び耕地番の重複地番を解消するために実施した地番変更作業に伴いまして、市道路線の起点・終点の地番変更を行う必要がありますので、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは議案第76号、市道の路線変更について御説明いたします。

本案は、先ほどの議案第74号の5条例の改正にありましたように、山地番と耕地番の重複地番を解消するために、市内の956路線の市道のうち、11路線の市道の起点または終点の表示を変更するものでございます。路線名、道路延長、幅員については変更ありません。

34ページの市道路線変更調書の整理番号1、幸ノ浦2号線をごらんください。

新旧対照の旧の上段の起点の表示が、江田島町字花木5228番3地先となっておりますが、新の上段に記載のように、江田島町字花木25228番3地先に変更しております。

同様に34ページから36ページまで、江田島町内の9路線、大柿町内の2路線、合計11路線の新旧対照表を記載しております。

位置図を38ページから44ページまで添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第77号

○議長（上田 正君） 日程第18、議案第77号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第77号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

平成24年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,529万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億6,464万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
地方債の補正

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第77号、一般会計補正予算、第5号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の26、27ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

まず、10款1項1目地方交付税は、普通交付税の額の確定に伴う増額補正です。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、サービス受給者の増などに伴う障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費等負担金の増額。また、国保事業運営安定化基準超過費用額の国分に係る共同負担金です。

2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額による事業間調整に伴う組み替えでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、サービス受給者の増などに伴う障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費等負担金の増額。また、国保事業運営安定化基準超過費用額の県分に係る共同負担金です。

次に、28、29ページをお願いいたします。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、障害者自立支援特別対策事業費補助金の減額補正です。

20款諸収入、6項4目雑入は、嘱託員の費目組み替えに伴う社会保険料個人徴収金の更正でございます。

21款1項市債、4目土木債は、道路、港湾にかかる建設事業県負担金の変更に伴う充当増減補正及び下水道整備事業への交付金減に伴う過疎対策事業債の減額補正です。

30、31ページをお願いいたします。

7目臨時財政対策債は額の確定による減額補正でございます。

次に、歳出の方を説明させていただきます。

今回の歳出補正の主な内容は、福祉や建設関係などの各種補助事業の変更や額の確定に伴う増減額及び公共施設の維持修繕費の増額補正をお願いいたしております。

また、人件費の補正といたしまして、中途退職者の給与費の減額、時間外手当の増額、再任用職員共済費の組み替えなどの給与費関係予算を各款項目において補正計上いたしております。

その内訳及び合計につきましては、48、49ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして説明いたします。

32、33ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 4 目集会所施設費は、江田島コミュニティセンターの排煙設備修繕及び沖美ふれあいセンターの光熱水費等です。

1 7 目災害支援費は、宮城県気仙沼市へ長期派遣しております本市職員用の宿舍借上料及び家財家電などの購入経費です。

3 4、3 5 ページをお願いいたします。

2 項徴税费、3 目滞納対策費は、追加で相続財産管理人を選任するための裁判所への予納金及び官報報告手数料です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、国保運営にかかる財政安定化支援事業の額の確定による追加分及び安定化基準超過費用額共同負担金等を国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

2 目障害者福祉費は、サービス受給者の増や報酬単価改定などに伴う増額補正です。

2 項児童福祉費、3 目保育園費は、未満児の入園増加に伴う臨時保育士増員経費です。

3 6、3 7 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、呉共済病院の救急医療支援のための増額補助でございます。

3 目母子保健費は、妊婦健康診査の県外受診者増に伴う補助金の増額です。

4 目健康推進費は、前年度実績に係るがん検診推進事業費補助金の返還金です。

3 8、3 9 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農村整備費は、農道・水路の維持修繕料の追加補正をお願いいたしております。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、漁船係留施設の浮き桟橋チェーン切れ等に伴う改修工事費及び指定管理の漁協への修繕補助金です。

3 目漁港費は、老朽化に伴う漁港施設の維持修繕経費を計上いたしております。

4 0、4 1 ページをお願いいたします。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、小用ウシイシ地区捨石設置工事に伴う地域開発事業特別会計への繰り出しでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は、市道の維持修繕料、法定外公共物改良工事補助金及びカーブミラー設置工事などの追加補正です。

2 目道路新設改良費は、道路新設改良事業県負担金の増額、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額に伴う事業間調整、橋梁修繕工事の減額、市道改良工事の早期完成を図るための土地購入費の増額でございます。

4 2、4 3 ページをお願いいたします。

3 項河川費、1 目河川維持改良費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業間調整に伴う減額です。

4 項港湾費、1 目港湾管理費は、港湾維持管理のための港湾特別会計への繰出金でございます。

2 目港湾建設費は、小用港などへの港湾建設事業県負担金の増額です。

4 4、4 5 ページをお願いいたします。

5 項都市計画費、2 目下水道事業費は、環境整備費に係る交付金の減額等に伴い、下水道事業会計への繰出金を減額するものでございます。

6 項住宅費、2 目住宅管理費は、公営住宅の公募回数増に伴う修繕料の増額です。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、一般事務嘱託員の減員に伴う減額補正を行っております。

46、47 ページをお願いいたします。

3 項中学校費、1 目学校建設費は、大柿中学校の渡り廊下の補修工事費です。

4 項社会教育費、4 目図書館費は、非常勤司書増員に伴う増額補正です。

13 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金は、今回の補正予算における剰余金 2,042 万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

なお、48、49 ページに給与費明細書、50 ページに債務負担行為の支出予定額等調書、51 ページに地方債の見込みに関する調書をお示しいたしております。

それでは、予算書 5 ページに戻っていただければと思います。

第 2 表、債務負担行為補正。

追加といたしまして、警備保障業務委託、葬斎センター、それとリレーセンター及び環境センターの管理運営事業。指定ごみ袋配送業務委託料、脱水汚泥運搬処理業務委託、真道山森林公園指定管理委託、スクールバス運転業務委託、図書館管理システム機器リース、これは大柿公民館です。給食運搬・運行管理業務委託、学校・保育園の計 9 件と、変更といたしまして、庁内ネットワーク回線使用料をお願いいたしております。

次に、6 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正でございます。

変更といたしまして、一般単独事業債の合併特例事業で、道路整備事業（道路整備事業県負担金）、港湾整備事業（港湾整備事業県負担金）、海岸保全施設整備事業（海岸保全事業県負担金）、こちらは港湾分でございます。及び過疎対策事業債の下水道整備事業、臨時財政対策債の計 5 件の変更をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,529 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 153 億 6,464 万 4,000 円とする一般会計補正予算、第 4 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17 番 山木議員。

○17 番（山木信勝君） まず 5 ページの債務負担行為補正であります。上から 3 番目の脱水汚泥運搬処分業務委託であります。

これは前処理施設の業務委託だと思いますが、前処理施設は本年度完成する予定じゃなかったかと思うんですがね。これ完成しましたらね、脱水汚泥については 70% 脱水しまして、脱水率 70% にして、リレーセンターへ送って、呉でごみ処理される、ごみとして処理されるわけですよ。何でこれまた、4 月からまたあれです。脱水汚泥を処分委託せにゃいけないのか。聞くところによりますと、なんか工事が延びるんじゃない

かということで、こういうことするんじゃないということも聞いたんですが、そのへんの話、我々議会には話は一つもないし、なかったんですがね。そういうことなんですか、お伺いします。

続いて、下から4番目に、真道山森林公園指定管理委託料1,250万、去年までは指定管理の契約も一緒に議案として出しとったんですが、このたびは先にこれを出したのはなぜなのかをお伺いします。

それから1番下の市内ネットワーク回線使用料、これは5か年契約でやっとなったわけですが、25年からね。これを1,219万5,000円に、1年度分だけにしてね。これ高くなったんですよこれ割ったら。なぜこのようにしたのかお伺いします。

それから6ページの1番下の臨時財政対策債であります。これ減額なっとるんですが、地方交付税との関連があると思うんですがね。地方交付税はふえておりますがね。その関連のどういいますかね、算出根拠よね、お伺いします。

それから35ページの1番上の弁護士報酬金100万円。これはまた多いんですが、何のためにやるんですか。滞納対策課ですから、滞納しとる人との弁護士料、裁判料か何かですかね、お伺いします。

それから、下の方に、扶助費というのが、20節に扶助費6,423万円、障害者自立支援事業費。これは3つほど理由があると言いましたよね、報酬の単価の改正があったことや、施設入所の見込みが多くなったとか、それから、通所施設が2カ所ふえたということで、3つほどある言うたんですが、その3つの額ですね、額がそれぞれわかればお聞きいたします。

それから、37ページの1番上の臨時保育士、賃金692万円の増額であります。これは小さい子ども、0歳児がふえたと言われましたが、これを6人ぐらい5人ぐらいふえるですかね。これも具体的にこの単価、財源なったこと、お伺いいたします。

それから39ページの19節の負担金補助及び交付金、水産業施設修繕補助金255万。これは、東江漁港ですかね、秋月の方とか鹿川の方の栈橋のチェーン、チェーンが悪くなったとか、直すということでもありますかね。この補助金が市の方が70出すんじゃないなくて、市の方が30%で地元も70出さなきゃいけないんじゃないか思うんですが、お伺いします。

それから41ページの1番下から6番目ですかね、公有財産購入費230万円、それからその下の補償金40万、これなんか話し合いが不調に終わったということですか、具体的に話をお伺いいたします。

それから43ページの1番下の港湾建設事業県負担金794万4,000円。これも増額になった理由をお伺いします。

それから45ページの1番上から2番目需用費、市営住宅維持管理事業費で228万円あります。これはもう退去された退去したところの改修をやるということなんですが、入居者にも原因があるところもあると思うんですがね。その辺はどのようにされたのか、お伺いいたします。

それから47ページの上から2番目の工事請負費、中学校施設管理事業費、122万4,000円。大柿中学校はもう耐震化工事をもうやっとなるところですよ。それじ

ゃにね、またこのような渡り廊下がひびが入ったとかいうんですかね、何でやらんにゃいけんのか、お伺いたします。

最後に1番下の財政調整基金の積み立てであります、2,042万円。これをこれで幾らになったのかお伺いたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 5ページの債務負担行為のことなんですけども、脱水汚泥運搬処分業務委託のことですけども、議員がおっしゃるように、この業務は暫定前処理施設で、し尿と脱水機で処理する際に発生するものです。

現在の前処理施設が完成すれば業務委託は必要はありませんけれども、完成時期が延びるために、今回の債務負担行為は、その延びるまでの期間の限度額としております。

先ほど、全員協議会等で工期が延びる説明をすればよかったですけれども、私どもの考えで、金額が確定するのが、越年になるんで、そのときにという考えがありまして、こっちの考えだけで、そういうチャンス、機会もあったのに説明できずに誠に申し訳ありませんでした。

それと工期がなぜ遅れたのかということの説明をさせていただきます。

工期が延びたことに大きく分けて二つございまして、一つは入札事務によるもので、内容は既存の施設、これは水処理施設なんですけども、今の建設にしようとするところにあった施設ですけれども、これの解体工事入札を一般競争入札で行おうといたしましたけれども、入札参加業者がいなく不調となりまして、設計変更を行い、入札したために、時間を費やしたということです。

それともう一つは、土木建築工事を低入札制度、最低制限価格を設けないやり方なんですけども、低入札制度で行い、その価格が適正かどうかという審査をするのに時間を費やした。それが主な理由なんですけども、それともう一つは、今の下水の方に暫定投入するのが、昨年10月から始まりましたけれども、その前日までに処理槽に当然し尿を入れますので、それらの処理槽に流していましたし尿を溜めていた槽があるんですけども、このし尿処理にも、し尿処理の処理についても時間を費やしたということ、既存施設を解体するためには、当然この槽の中身を処分、し尿処理を処分しなければいけません。短期間で処分しようとしたら、この中身を江田島市以外の産業廃棄物処理施設へ運搬しなければなりません。そうした場合は、経費的に1,000万以上の経費がかかるということで、既存の施設で処理をしようということで、そのことで2か月ぐらいはかかるということで、そこらも含めて、結局最終的に6か月ぐらい遅れたということがございます。そういう事情で、工期が変更になりました。延長になりました。

以上です。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それでは、先ほど47ページですね、大柿中学校の中学校施設管理事業費の工事費122万4,000円について御説明いたします。

確かに議員さん言われるとおり、平成22年に大規模改修をしております。ただし、この渡り廊下、2階3階をつなぐ渡り廊下については改修をしております。その関係

ございまして、今現在ですね、私も現地へ来まして、やはり天井面から側面からですね、若干コンクリート破片が落ちてます。そこらの関係がございまして、生徒の安全管理の面ですね、ぜひとも今回の補正をさしていただいて、工事を着工したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） 5 ページの庁内ネットワーク回線使用料の件についてでございます。

こちらの債務負担の期間が短くなっているということなんですけれども、こちらにつきましては、今、庁内のネットワークを、庁舎ごとのネットワークを結ぶに当たりまして、現在NTTのビジネスイーサタイプ2というサービスの方を今利用しております。この契約期間がこの12月で切れるということで、1月から5年間の長期契約ということで、少しでもちょっと料金の方を下げようというふうに計画しておったところなんです、このサービス自体の提供がですね、26年度いっぱい終了するというような連絡がございまして、その関係で期間の方を2年間といいますか、2年度に短縮しているというところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まず5ページの真道山の債務負担行為ですけども、これは来年2月の議会になりますかね、通常、指定管理の議決いただくわけですけども、その財源の内訳を早めにということを指摘ありましたので、まず、債務負担行為で5年先までの財源の確保するために今回出させていただきました。

それと、39ページの負担金ですけども、これはまず水産振興の施設につきましては、市が、あるいは県がつけた施設、基幹施設につきましては、原則市が直すことになっております。ただし、今回の場合は、漁業者の方、組合の方がですね、過失があるということで、漁協との協議の上で、7割を市が負担、3割は自らの行為、過失行為によるということでの負担です。それで通常漁協が自ら設置する施設につきましては、振興の観点から2分の1の補助でやっております。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、6ページの地方債の件でございます。

合併特例債事業についての変動の理由はというお話でしたけれども、道路事業、港湾事業、海岸保全事業とございまして、それぞれ県が、それぞれの費目の中で複数事業を行っております。その複数の事業の中で合併特例債に合致するものとしらないものがございまして。そのために、年度途中でですね、事業費割合を変えると、それに伴って、県からの負担金、県へ払う負担金の持ち分がですね、市の方で変わってきますので、当て込んでいたものが外れたり、あるいは、増額されたりということで、それを合算した結果が、ここの表に掲げているものでございます。

それから、次に41ページ、特定防衛周辺施設整備交付金事業費における公有財産購入費及び補償補てん及び賠償金の減額でございますけれども、これについては当初予

定しておりました市道改良事業において、事業地に入る用地交渉の相手人さんと、これまでの交渉の結果、合意に至りませんでしたので、このたび、今年度工事からその区間を外しまして実施しようとしております。したがって、その用地費は減額させていただきます。

それから43ページの港湾建設事業費県負担金の増の理由ですけれども、これについては、やはり県事業の中で、それぞれの海岸保全事業であったり港湾事業であったりしたところですね、負担割合が4分の1もしくは3分の1などで異なっております。それでこのたびは小用港において増額がございましたので、それに伴う、主にそれに伴う工事費を増額しております。

それから45ページの住宅修繕でございますけれども、これは住宅を退去されるに当たって、その施設の経年的な劣化については、入居者の方々に負担していただくのではなく、市の方で負担をしております。ただし、例えばふすま紙を破られたとか、あるいは、使い方が通常とは異なって非常に荒いようなもの。これは退去に当たって、入居者さんの御負担によって直していただいてから退去していただくようにしております。したがって、入居者の方々に御負担いただいております経年的な施設の老朽化、あるいはそれによる不具合などについて、市の方で、修繕を実施しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 35ページの1番上なんですけれども、滞納対策事業、報償費100万なんですけれども、これは家庭裁判所に対して、相続財産管理人を選任してもらうために、裁判所に予納するものなんですけれども、選任1件につきまして50万円で、今回は2件の100万円の補正をしておりますが、この財産管理人というのは、選任する目的は、本市が固定資産税を賦課している所有者が既に死亡しているけれども、土地の名義がそのままになっていて、かつ、相続人がいないケースについて、管理人がその土地を売却し、売却した代金で滞納分の固定資産税に充てることになっておりますので、滞納整理をする上からも必要であります。

以上です。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 6ページの臨時財政対策債でございます。これと普通交付税の関係ということでございますが、普通交付税は、基準財政需要額に対して基準財政収入額、その不足分に対して普通交付税が算定されております。

その場合、国の財政状況によりまして、予算が不足する場合には、一部を臨時財政対策債として、市町村の自治体に、交付税の代わりとして起債を借るという手続がとられております。

そして、もう一つの47ページの13款諸支出金のうちの財政調整基金の積み立てでございますが、これを積み立てた後の基金総額でございますが、34億8,603万円となります。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 35ページの民生費の社会福祉費の扶助費6,423万円の内訳ということですが、議員さんも先ほどおっしゃいましたけども、平成24年度から障害者自立支援法の一部改正により、障害者福祉の介護職員の処遇改善ということで、障害者福祉サービス単価報酬改善改定が行われました。これを約3,700万、それと、障害者施設への入所者が当初見込みより増員となったということで1,500万、障害者の通所施設が今年度市内に2か所開所しまして、そのサービスを受ける人が増員が見込まれるということで1,200万の増としております。

続きまして37ページ、1番上の臨時保育士の賃金69万2,000円ですが、これ5人分の臨時保育士の増を見込んでいます。これにつきましては、年度当初より43名ほど今現在保育園児未満児等がふえております。それに対応するための臨時保育士の金額増額補正となっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 最初のね、脱水汚泥の運搬処分費ですよ。これは事業団はなんにもこれは責任はないんですかね。これ普通ならできとりゃ740万いらんじゃないですか。運びでも運搬費用を初めの当初予算入っとるはずじゃけえ、これいらんはずよ。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 確かに議員がおっしゃるように、遅れたら、この委託費はいらんんですけれども、工事が遅れたことは、先ほども言いましたように入札事務の関係でありまして、日本下水道事業団の過失とか瑕疵によるものではないと考えておりますので、先ほども言いましたけども、処理槽のし尿処理に要する費用も、処分するのにも随分の期間を要したんで、そこらをあわせて遅れたということもありますので、日本下水道事業団にすべてその責任があるというふうには思っておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 議長さん私の表の見方が悪かったら注意してください。

28ページ、市債で土木費が3,460万減額なっとるんですが、これはなぜですか。

それから、42ページの土木費、河川費で700万減額になっとるが、この理由を教えてくださいんですが。特に市債の3,460万が減額となる。

我々が役場へ行ってあそこを直してくださいや言うたら、金がないわいのと言うのが第一報、最初に言う言葉は職員が金がないけえの大石さんできんでえ言う。

なぜこれだけ三千四百何万も余るのに、そういう言葉が出るのか説明してください。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 28ページの21款市債についてでございます。これが補正額3,460万の減額となっております。これについては、事業費の減額であるとか、そういう要件から起債の減額を行わなければならない。ですから、事業によっては、この事業は合併特例債にはまるよ、これについては過疎対策事業債にはまるよ、こういう適債事業と言いますが、そういう項目はありますので、その事業費が当然減額すれば、

起債も減額するということになります。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 少し補足いたしますと、28ページの3,460万の減の主な理由といたしましては、29ページの都市計画債、過疎対策事業で6,300万ほど下水道事業費が減っております。これは、説明の中でもございましたけども、補助事業費が減額されているために減ったものでございまして、決して維持管理費が減ったとかいうことではなく、国からの補助金が減ったために下水道事業そのものが減額になっておりますので、それが主な理由として、土木債の3,460万の減額になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 私が言いたいのは、そういう今財政課長が言われたように、いろんところの金をまわせばこうなりましたという説明ですが、これだけ余るものであれば、なぜさきもって勉強してこれだけ余るけえの、ほいじゃこうしようかいうような工夫をしないのか。それを説明してください言うたんですよ。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 例えば建設工事を行う場合、例えば1億円の工事費がかかります。その中で、国や県の補助金が、例えば5,000万補助金があったとしましょう。あとの5,000万を江田島市が負担しなければなりません。その中で、過疎対策事業債であれば90%、合併特例債であれば95%、そういうふうに江田島市が負担し、江田島市の財布から出る額に対して、起債、これ起債というんですが、充当できる金額が決まっています。ですから、この事業をやめたのだから、過疎対策事業債では借りられませんよということになるんです。この事業ならこの事業債にはまる、この事業ならこの事業にはまる、そういう決められた事業債、過疎対策債であるとか、合併特例債であるとか、いろんな事業の名称があります。ここへ3,400万も余るんだからという話にはちょっとならんのですが。よろしいでしょうか。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） よくわからんが今度説明聞きに行きます。よう教えてください。

私が言うのは、これだけ金が余るんであれば、前もって職員が勉強せいやいうとる。もうちょっと職員が勉強してやれば、こういうことにならんのかなんじやないかいうことをいうとる。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 39ページの農業用施設維持管理事業費100万円があるんですが、これはかなり、当初予算でもかなり予算組んどったもんじやけど、100万ほど足らなっという理由と、それと41ページなんですけど、地域開発事業特別会計へ90万8,000円繰り出しとんじやけど、地域開発事業のこれ多分、今年度から28年度までの支払いの金じやないかと思うんじやけど、の一部じやないかと思うんじやけど、

これは当初予算でね、1億3,788万8,000円なんか決まってるんよね。それとの関連がどうなってるんか、この2点。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 農業用施設の維持管理費の修繕料ですけども、当初390万です。9月に200万補正させていただきました。しかし、まだまだ市民からの要望が多いということがありまして、これでは3月までもたないと、市民の需要に答えられないので、再度100万を入れさせていただきたいということです。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 地域開発事業債の90万8,000円でございます。89ページが地域開発事業費の特別会計でございますけれども、そこで工事請負費105万円ほど生じております。この105万というのは、ウシイシ地区において、今、旧江田島造船のすべりのところにですね、波が土地に上がってこないために、それを今現在コンクリートブロックを置いております。そのコンクリートブロックは、実は小用港の港湾事業においてアンカーに使うこととしておりますので、それを、このたび、小用港の事業進捗に合わせて県が撤去いたします。その撤去にあわせて、撤去するとやはり波がかき上がってくる可能性がございますので、それを捨石で埋めてしまおうということで、工事費の増になっております。

したがって、先ほどの一般会計の繰り出しについては、土地の、これまでの起債の償還に充てるものではなく、工事費の増として新たに計上するべきものを、一般会計からの繰り出しで見させていただくということで、提案しております。

以上です。

すいません。

聞き逃してしまって申しわけございませんでした。

43ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金の700万の減でございますが、これは江南交差点の道路工事を現在進めておりますけれども、当初は江南排水路に対して、事業を行う予定でございましたけれども、このたび、道路事業において用地の進捗が図られる可能性がございましたので、そこで、江南排水路を少しいじる必要が出てきております。内海の新鮮市場がございますけれども、そちらの近くの三差路の江南交差点がございます。そこから山側に向け、東の山側に向けて市道がありまして、その交差点改良を県と一緒に取り組んでおりますけれども、このたびその計画の中でですね、江南排水路の事業、つけかえも行う必要が生じております。それがもともとは当初予算ではこの特定防衛の河川では江南排水路の整備を行うようにしておりましたけれども、県道との調整が図られました県道の交差点事業との調整をつける関係で、その江南排水路の工事を取りやめて、道路工事費に充てております。

したがって、ここで河川費の特定防衛に係る事業費を減額をしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） そういうことは地元の方は了解しとるんですか。今言われたようなことをやってるということは、地元の方が了解しとるかどうかわかるとるんです。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 江南交差点につきましては、関係者の方々に集まっていただいて、事業説明をしております。

その中で、排水路のつけかえの生じるということも御説明しておりますけれども、江南交差点が江南排水路の工事そのものが、このたび当初予算に組み込むに当たって、地元の方に直接御説明はしておりません。

議会の中で、こういった工事を行う予定でございますというのは、当初予算の編成時に御説明しておりますけれども、このたび、減額になったことについてはですね、関係者がほぼ江南交差点の工事関係者との範囲と合致しますので、そのあたりは計画調整の中でお示し、今後お示ししていこうと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

2時45分まで休憩します。

（休憩 14時34分）

（再開 14時45分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

その前にですね、先ほどの答弁の中にちょっと訂正があるということで、島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 先ほど山木議員さんの質問に対して財政調整基金の積立残高は幾らになるかという御質問でありました。

その時に私は財政調整基金と減債基金を合わせた額を回答しておりました。

申しわけありません。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 14時48分）

（再開 14時49分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

日程第 19 議案第 78 号

○議長（上田 正君） 日程第 19、議案第 78 号「平成 24 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 78 号「平成 24 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 24 年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6, 325 万 5, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 8, 325 万 5, 000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 78 号の平成 24 年度国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号について説明いたします。

このたびの補正予算は、平成 23 年度の国庫負担金が精算により返還金が生じたため、また、保険給付等の療養給付費等について、今年度の支出状況や昨年度の支出状況を勘案して、増額補正するものです。

また、その財源といたしまして、23 年度決算見込みによる繰越金を充当させていただくこととしております。

また、返還金に充てた後の繰越金の残額で当初予算に計上していましたが基金の取り崩しを減額させていただくものであります。

まず、歳入の明細について説明させていただきます。

事項別明細書の 57 ページをお開きください。

1 番上ですけれども、第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費等負担金、第 1 節、現年分 3, 134 万円の減額補正です。これは国庫負担金の定率が 34% から 32% に引き下げられたことによるものです。

次に下から 2 番目の第 4 款県支出金、第 2 項県補助金、第 1 目県財政調整交付金、第 2 節県特別調整交付金 4, 154 万円の増額補正です。これは、県の特別調整交付金の率が先ほどの国庫の率が引き下げられたことの補てん分として 1% から 3% に引き上げられたことなどによるものです。

59ページをお開きください。

1番上の第9款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の第4節財政安定化支援事業繰入金1,059万4,000円の増額補正で、これは普通地方交付税措置分の財政措置を繰り入れるものです。

その下の第5節安定化基準超過費用額共同負担繰入金、1,316万6,000円の増額補正で、これは、平成22年度の医療費が確定し、その確定額が、国の定める基準率を超えたため、その超えた金額の2分の1を国・県・市で共同して繰り入れるという制度がありますので、それによって繰り入れるものでございます。

その次の第9款繰入金、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険繰入金、第1節国民健康保険基金繰入金、1億5,000万円の減額補正、これは平成23年度決算の繰越見込額を返還金療養給付費等の追加分に充てて、その残りを一般財源とすることで、当初予定していた基金の取り崩しを減額するものです。

1番下ですが、第10款繰越金、第1項繰越金、第2目その他の繰越金、第1節その他の繰越金2億7,511万3,000円の増額補正で、これは、平成23年度決算繰越見込額です。

続いて歳出です。

61ページをお開きください。

1番上の第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、第19節負担金補助及び交付金8,000万円の増額補正で、これは決算見込み等により増額をお願いするものです。

下から2番目ですが、第2款保険給付費、第2項高額療養諸費、第1目一般被保険者高額療養費、第19節負担金補助及び交付金1,000万円の増額補正で、これも決算見込みにより増額補正をお願いするものです。

63ページをお開きください。

1番下の第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第23節償還金利子及び割引料で、6,700万円の増額補正です。これは平成23年分の療養給付費等の負担金の精算による返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 57ページのですね、1番上の国の負担金が利率が2%少なくなったと。それで県の方で2%ふやしたと。市の方は同じだけが入ることではありますけどね。これ年度途中でこういう国庫の負担率が変わるののはちょっとおかしい思うんじゃないかとどうでしょうかね。

それから59ページの基金の繰入金1億5,000万、これ繰り入れを戻したような格好になつとるんですが、これで基金が、基金の残は幾らになつとるのか、なつたのかお伺いします。

最後に、64ページの予備費であります。これ180万5,000円で少ないのは少ないんですがね。予備費いやあ市の方で勝手に使われるって言うちゃ悪いんじやが、勝手に自由に使われるお金ですからね。この余れば積み立ての方へね、基金へ積み立てしてほしい思うんですが、どうでしょう。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 最初の57ページのですけれども、途中で制度改正があったのかということですから、ことしの2月、3月に制度改正がありまして、当初予算に間に合わなかったものでございます。申しわけございません。

当初予算策定がちょっと、できておりまして、その後ということで、24年度からというのは、24年2月、3月に決まっていたんですけども、ちょっとその当初予算の方に間に合わなかったということで、申し訳ございません。

それと、基金の残高と言いますが、23年度末で2億1,800万の基金がありまして、24年度の当初で2億円を取り崩す予算を組まさせてもらいました。ということで1,800万の残が今現在あるんですけども、今回この補正をとおさせていただくということになりますと、1,800万プラス1億5,000万の基金が残るというふうに考えております。

それと最後、予備費でございますけれども、予備費を、確かにそうおっしゃるんですけども、私どもとしては、一応この180万、これから先まだ療養費が必要以上にあったということも考えられますので、予備費として置かしていただきたいということで180万を予備費の方へあげさせてもらいました。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 何点か質問させていただきますけど、まず今、基金が2億1,800万あったんじやけど、2億取り崩して1,800万にプラス1億5,000万で、1億7,000万じゃね今約。

それとですね、まず第1点目は、本年度から導入したジェネリック医薬品の効果。ほいで次にですね、国保の給付率は毎年上がるとるかどうかね、それをお尋ねしたい。過去3年間の決算書を見るとね、21年度が収入が国保会計の収入ね、決算書によるとよ、40億9,258万5,000円、出が40億6,712万9,000円で、差額プラスが2,545万6,000円よ。22年度は、40億5,664万円、出が39億4,546万8,000円で、1億519万6,000円のプラス。23年度は、43億4,202万8,000円の入りで、出が40億6,233万4,000円で、ここに書いとるように、2億7,969万4,000円のプラスいうふうになっとるんじやが、この3年間の経過を見るとね、給付もそんなにふえてないんじゃないかなと思うですよ。ほいで入る金もまああんまりふえてないんじゃないかなと思う。大体こう横ばいじゃないかなと思うんじやが、その辺どうなんかな。

それと最後にですね、常に国保会計は綱渡りみたいな状態をしていっとるんじやけど、1番は国が、負担率を上げてくれりやすむことなんじやけど、まあなかなかできてないんじやけどね、一般会計からも繰り入れはしてくれん、独立採算制でやらないけ

んと常にいうんじゃないけど、要は、そうしたら国保会計の安定化、どういうふうにしたら安定的に運営できるんかいうのをですね、何か方策を持つとるんかどうかをお示し願いたい。

以上3点です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 3点ほど質問があったと思うんですけども、まず第1点目、ジェネリックの効果はということなんですけれども、4月から7月までの費用額につきまして、216万の減額となっておりますという資料を持っております。

それから、医療費が、決算額が伸びてないじゃないかということなんですけれども、国保の会計、国保の被保険者、国保に加入しとる人が増減があります。ですから、金額は変わらなくても、だんだん国保の加入者が減っております。で、比較する場合、1人当たりの費用額、医療費の額というのを参考にさせていただければと思うんですけども、21年度が1人当たり41万4,210円、22年度が41万4,713円、23年度が42万9,349円ということで、22年度は対前年比503円の伸び、23年度は対前年比1万4,636円の増ということで、医療費は伸びております。

決算額との違いは、先ほど言いましたように、国保に加入しとる人間によっていろいろ出てくるとお思いますので、それは御了承ください。

それと、何か方策を持つてるとかということなんですけれども、今の県・国が方策として考えておるのが、広域化ということで、国保を市単独、町単独じゃなくて、県でもったらどうかということ、今話し合いが行われているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 私が言いたいのはね、老人保健みたいな、後期高齢者医療保険みたいな広域化じゃいうんじゃないしに、江田島市で、国保会計を使わんようにする方法でジェネリックも導入したんじゃないけど、そのほかに、要は医者にかからんような、あるじゃろうがいね、いろいろそのお年寄りが外へ出て歩けじゃとか公民館活動をせいやとか言いよるじゃない。いうてもしゃあせんけえそうなるんじゃないけど。そういうことは積極的にどうなんかいの、そういう方策を私は広域化がどうかじゃなしに、江田島市として何か知恵を出しよるんかいのを聞きよる。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 医者にかからないということが1番いいと思うんですけども、地域として健康づくりということで、各地区に出て行って健康づくり推進活動ということで、講演会とか、このようなことをしましょとか、食事に気をつけましょとかいうようなことで、一応、様子は皆さんにお知らせしとるところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これ最後なんですけど、縦割り行政の悪い点でね、公民館活動にしても、教育委員会と連携せんけえじゃね、そういうなのをすりゃええのにじゃね、福祉の方は福祉でやる、学校教育・社会教育の方は教育委員会の方でやる、公民館

へ足を運ぶだけでも足の運動になるのにじゃね、そうなんしよらんじゃろう連携しては。江田島市の中の、そういうふうな縦割り行政を横のつながりを持ってやりゃじゃね、かなり改善できるんじゃないけど、できてない。

市長が今回の施政方針でええことをようけ言うとするけどね、それもやるためには横のつながりをね、やっていかんと、できんと思うんよね。

それをね、今後は考えていってもらわにゃね、これ、どっちにしても国保会計は厳しいんじゃないけえ、国の援助がない限りは。市の方で援助がない限りは。ほいでまた来年はまた上げる、再来年も上げると、毎年毎年値上げを繰り返してね、払う方はたまったもんじゃないわいね、ほんま、はっきりいって、毎年毎年上がるんじやが、何十万も取られるわけじゃけえね、そういう点でね、ちょっとでもみんなが元気でね、病院へ行かんような方策をね、考えてくださいよ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 20 議案第 79 号

○議長（上田 正君） 日程第 20、議案第 79 号「平成 24 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 79 号「平成 24 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。

平成 24 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 710 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 3, 733 万 1, 000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第79号の平成24年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、第2号について説明いたします。

このたびの補正は、平成23年度分の精算により、国庫・県の介護給付費負担金等について返還金が生じたため増額補正をお願いするものです。

70、71ページをお願いします。

まず歳入です。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,710万1,000円の増額補正です。これは前年度の繰越金の見込み額を計上しております。

続きまして歳出です。

次の72、73ページをお開きください。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第23節償還金利子及び割引料1,710万1,000円の増額補正です。これは平成23年分の国庫及び県の介護給付費負担金等の概算交付金の精算による返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 今、数字が出んでもいいですから、今度でもええけえ、大体どのぐらいの還付、何人ぐらい還付されとるんか。江田島市内でね、教えてください。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 1 議案第 8 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 1、議案第 8 0 号「平成 2 4 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 今上程されました議案第 8 0 号「平成 2 4 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 4 年度江田島市の港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 7 0 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第 8 0 号、平成 2 4 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算、第 1 号について御説明いたします。

説明は事項別明細書の方でいたします。

8 0 ページ、8 1 ページをごらんください。

第 1 款港湾管理費、第 1 項港湾管理費、第 1 目港湾管理費のうち、港湾管理事業費 1 6 0 万を増額補正するものです。

内訳は、光熱水費 1 5 万円、修繕費 1 4 5 万円で、光熱水費の主な中身といたしましては、小用港におきまして、昨年度、渡り廊下の部分に電気照明が新たにつきましたものに対して、必要な経費を増額補正するものでございます。それから修繕料につきましては、外灯とか樋門とか浮き桟橋などの港湾施設がございますけれども、これの維持修繕費が既に必要な修繕を行ったところ、不足したことになりましたので、増額補正をお願いするものです。増額のうち主な中身といたしましては、鹿川港における高潮対策、それから高田桟橋におけるふき流しの破損を取り替えるものといった内容でございます。

戻っていただきまして、7 8、7 9 ページ、歳入でございます。

1 目一般会計繰入金として 1 6 0 万円増額補正し、1, 7 9 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） このたびの補正ですがね、修繕費やなんかということですが、港湾管理特別会計というのは占用料で賄わんにやいけんのですよね。それを一般会計から繰り出しちゃやりよることなんですがね。この港湾というのは県のものですわいね、大体。県に出してもらえばええ思うよこれは。何で一般会計出さんにやいけんの。よう県の方へちった言わんにやだめよ。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 県管理港湾につきましては、県との委託契約に基づきまして、市の方で管理を請け負っております。

それで財源につきましては、先ほど議員もお話しになりましたように、使用料などの収入を充てることにしております。

それで大きな修繕につきましては、県の方で、要望いたしまして、負担していただいておりますけれども、やはり日常的な小さな補修であったり修繕であったりといったものについては、使用料収入の中から、市の方で、特別会計の収入の中で、支出するといったことになっております。それでやむを得ず、特別会計の方で十分賄えない部分については、港湾管理として必要な経費を一般会計の方から繰り入れていただいで管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 今この修繕料の中に145万の中には、高田の吹流しの修理とありましたね。この吹流しの修理はどこがやったんですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） このたび補正で認めていただければ、吹流しの取り替える作業を行います。その取り替えは吹流しを購入した後、ちょっと想定ですけれども、職員もしくは管理委託先にやっていただくということとしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この吹流しについて私が役場へ連絡したんです。吹流しがみっともないから直してくださいって言うたら、うちの担当じゃないわいの言うて逃げられたんです。なぜここに載ってくるんですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） もし建設課の職員がそのようなお答えをしたようであれば大変申しわけなかったんですけども、高田棧橋につきましては、県から管理を受けてる港湾でございますので、先ほどお話しさせてもらいましたように、市が管理する港湾として、簡易な施設の維持修繕などについては、市の方で行います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 部長さん、よう聞きなさいよ。職員じゃないですよ。あなた

の下にそこおる沼田課長に私は電話したんじゃ。課長さん、こういう状態じゃ、この港の玄関が汚いけえ直してくれんかの言うたら、これはうちじゃありませんと、よく聞いてみるわいのと逃げた。なのにここへこうやって載っとるということはどういうこと、部長答えてや。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 職員の当初の御回答の仕方が大変不適切だったことについては、ここで改めておわびを申し上げます。

話しを受けて、おそらく管理の担当職員と話をして、市の行うべき維持修繕の範囲であるということで認識して、このたび補正予算に計上させていただいたものです。

改めておわび申し上げます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 2 議案第 8 1 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 2 議案第 8 1 号「平成 2 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 8 1 号「平成 2 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 4 年度江田島市の地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 6 7 5 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 議案第81号、平成24年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算、第1号について、御説明いたします。

内容については、事項別明細書で御説明いたします。

88ページ、89ページをお開きください。

歳出、第1款地域開発事業費、1項地域開発事業費、1目地域開発事業費のうち、工事請負費を105万円増額補正するものでございます。

内容については、先ほどの一般会計での御説明と重複いたしますけれども、コンクリートブロックで消波を行ってございましたけれども、その消波ブロックを県工事のために移動することとなりましたので、その消波の代替施設として捨石ブロックを投入するものでございます。

前ページの86ページ、87ページをお開きください。

3款の繰越金でございます。

前年度繰越金として14万2,000円補正し、14万3,000円とするものでございます。

それに伴いまして、一般会計からの繰入金が90万8,000円の増額補正となり、1億4,003万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） これもですね、一般会計からの繰り入れしとるわけですがね。この地域開発事業というのは、土地を売って、土地を売ったお金でこの経費を充てるようになってるわけです。基本的にはね。ほいで土地が売れないんですか。販売状況はどうなっとんですか、全然歳入に出てこんが。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） もともと地域開発事業の中で造成した土地を、移転される方々の方へ売却した収入を計画当初では当て込んでおりましたけれども、移転地へ入っていただく方が少なくなりまして、すべての造成地について、まだ売れてない状況でございます。

したがって、幾分売れている部分はございますけれども、現時点では売却収入が、今年度は上がっておりません。その中で、今年度の特別会計といたしましては、必要な支出を行うために一般会計からの繰り入れをお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これね、今年から4、5、6、7、8、5年間で6億3,000万だったか5,000万払うようなっとるんじゃないけどね、これ払うたあとね、その江田島市の一般会計から繰り入れてもらったお金は、さっき山木さんが言うように、土地を売った金で払うんじゃないら、売れなかった場合はどうするんです。江田島市がかぶるわけ、赤字になるわけですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 現在所有してる土地のうち、しおかぜの丘のようにですね、住宅地として売りに出している土地もございます。

それから、将来、道路事業などの移転者のために確保している土地もございます。

それで、現在それらの造成に要する費用の残額、造成に要した費用の起債の残高が6億円ばかりございますけれども、その償還期限が28年度となっております。

当面、今の残地の中で、公共用施設として管理するべきものもございますので、その土地について、一般会計から徐々に買い戻しをさせていただいて、市の一般会計で買い戻して、それを起債の償還に充てさせてもらっております。

それで、最終的には、公共用地ではない土地については、努めて売却を図ってまいりますけれども、28年度までに売却ができない場合には、起債償還の期限となりますので、そのすべてを一般会計で一旦繰り入れて、普通財産として市が所有して、その活用を図ることになると考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第82号

○議長（上田 正君） 日程第23、議案第82号「平成24年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第82号「平成24年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第82号、下水道事業会計補正予算、第3号について御説明いたします。

このたびの補正は、国からの交付金が要望した当初予算額より減額して交付されたことによる諸費用の減額、債務負担行為の計上、受益地と事業範囲の整理に伴う受益者負担金の返還に係る補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成24年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度江田島市下水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款下水道事業収益の第2項営業外収益を485万1,000円の増額を行い、第1款下水道事業収益の補正後合計額を9億347万6,000円とするものです。

次に支出について、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を276万1,000円の増額、第2項営業外費用を209万円の増額補正を行い、第1款下水道事業費用の補正後合計額を9億32万円とするものです。

内容については、7ページの費目別内訳書をお開きください。

（1）収益的収支の2段目の支出の表をごらんください。

第1款第1項第6目資産減耗費の第1節固定資産除却費です。故障したポンプを交換したことによって、ポンプの帳簿残額を削除するために発生する費用で276万1,000円です。

次に、第2項第3目雑支出の第1節雑支出です。現在負担金を納入していただいているものの柵の設置に至らなかったものがあり、現状からは、今後の利用が見込まれないものなどについて、負担金を返還する費用で209万円です。

これらの費用の合計485万1,000円は、1段目の収入の表で、第1款第2項第2目第1節一般会計補助金による補てんを計上しております。

1ページに戻っていただき、第3条 予算第4条に定めた資本的収支において、収入について、第1款資本的収入の第1項企業債を5,480万円の減額、第2項出資金を2,735万2,000円の減額、第3項国庫補助金を3,629万5,000円の減額、第4項負担金を6,310万円の減額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を3億5,475万9,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を2億20万円の減額補正を行い、第1款資本的支出合計額を6億6,254万5,000円とするものです。

これは最初に御説明したように、国からの交付金が要望した当初予算額より減額して交付されたことによって諸費用を減額するものです。

これに伴い、第3条本文にありますように、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,643万9,000円を3億778万6,000円に減額し、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額222万1,000円を589万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金を2,726万9,000円を5,479万3,000円に、次に当年度分損益勘定留保資金2億9,694万9,000円を2億4,709万4,000円に補正します。

続いて2ページをごらんください。

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額6,720万円に改めます。

第5条 予算第8条に定めた一般会計補助金を485万1,000円の増額補正を行い、1億2,696万1,000円に改めます。

次に、債務負担行為です。

第6条 予算第8条の次に1条を追加し、第9条として債務負担行為の事項等の2ページから3ページまでの表のとおりと定めます。

これは、中央、切串、大柿、中田、鹿川、大須、沖、三高の各浄化センターにおいて、維持管理、汚泥運搬、汚泥処分、水質・汚泥分析の業務を、年間を通して委託契約するため、毎年年度末に翌年度分の契約を締結しております。このたび、25年度分について、24年度中に契約するため債務負担行為を計上するものでございます。

実施計画は5ページに、資金計画は6ページ、費目別内訳は7ページ、8ページに記してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 7ページのね、収益的収入及び支出の部ですが、支出の方の固定資産除却費276万1,000円。これは年度途中にこういうふうな落とし方をするのは、ちょっとおかしい思うんですが、具体的にその理由をお伺いします。

それから、1番下の雑支出209万円。これ江田島のナンバーワンの不思議のナンバーワンなんですがね。これは戸別的な柵をつけてないのに受益者負担をもらうと。これは20か所か10か所ぐらい。柵がついてないのに受益者負担金をもらうと。出される方も出されるもんじゃが、先に取っとるいうことで、それをまた返すいうことで、浄化槽にするということですかこれ。範囲を削除するいうんかね。こりゃ不思議なことよこれ。こがいなこと今までなかったように思うんじゃが、お伺いします。

それから8ページの、4条の資本的支出及び収入のことですが、支出の方で2億円ぐらい工事が減額なっとるわけですがね、前年も減額になり、また本年もまたこのよう

に減額になるということで、段々工事が遅れよりますよね。これはまたなんですよ、あの予定しとった年度がものすごい狂ってくるんじゃないか思うんですが、どのようになるんですかこれは、お伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、7ページ、収益的収入及び支出の部の支出の中での固定資産除却費でございます。これは議員仰せのように、当初予算で計上しておりましたポンプ修繕に合わせて固定資産除却費を計上するべきだったと思いますけれども、漏らしておりまして、このたび計上させていただきました。

大変申しわけございませんでした。

それから雑支出については、旧江田島町時代に事業認可区域で事業をするに当たって、柵を設置してない方々にも負担金を先行して納めてもらっていた事例がございました。ただし、その土地につきましては、今後、柵の必要が生じないというような事が明らかに、所有者との協議によりまして明らかになった部分もございますので、そういったところについては返還をさせていただこうと考えております。

現在、以前の事業認可区域の見直しで45メートルを離れたものについては、事業認可区域から外すとか、あるいは、9月にも、以前も議会の方で御議論いただいたとは思いますが、宅地があっても、引き続き、宅地を当家の方が仮にお亡くなりになられたような場合にはですね、それ以後、お子さんも来ないから家を砕くと言ったようなこともある家については今柵を設置しておりませんが、そういった運用に合わせて、過去に負担金を納めていただいたところについて、判別をして、返還をさせていただこうとするものでございます。

次に、工事予定でございますけれども、仰せのように、23年度、24年度と、交付金が約1億円ずつ国からの補助金が減っております。

そのため、徐々に事業の遅れが積み重なってきておりまして、なかなか回復も難しいような状況になっております。

平成25年度に、来年度ですけれども、下水道整備計画の見直しを予定しておりますので、そういった中で、改めて整備のスケジュールを立て直して、26年度の整備計画を明らかにするときに、また皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 最初言いましたけど、雑支出の209万円のことでございますが、あそこは建物はいじゃ建てるいうか、そのまま使う人には浄化槽にされるいうことですか。補助金まだ出すんじゃけど。浄化槽にされる。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 既に浄化槽になっているお宅もでございます。それから、今だ建物を建てることなく、更地のまま、更地もしくは農地のまま使われている部分もでございます。そういったところについては、今後とも、土地利用が、新たな住居としての土地利用がおきて、おきないということが明らかであればですね、負担金を返還させていただこうというふうに考えております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） ちょっとお聞きします。

中田浄化センター汚泥運搬業務委託ですが、中田浄化センターというのは前田部落の林さんの上にあるぶんですか、場所は。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） ちょっと具体的な場所は、お宅の上かどうかっていうのは私も詳しくは、おそらくそうでございます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） そこであれば、ちょっとお聞きしたいんですが、委託料168万も払っとるんですが、その側を通ったときに臭いがしないはずなんですが、臭いがするんですが、本当に委託で仕事をしとるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 浄化センターの維持管理業務については、定期的に報告も受けておりますので、それも定期的に確認も行っております。

したがって、仕事は適切にやっていたらいいものと思いますけども、もし臭気があるということが事実であって、それが我慢できないというようなことがあればですね、もう一度、その原因を調査して、業者を適切に指導したいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） ここで再度お願いしますけど、今の浄化センターの側を林さんのところ上へあがったらプーンと臭いがする、ええ臭いが。それが本当に仕事しとるんかどうかということなんですが、そこらが管理するのは行政ではないですか。やはり行政が見て指導するのが当たり前じゃと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 臭気については、人それぞれで感じ方が違うかもしれませんが、職員が異常に気がつけばですね、あるいは市民の方々から御指摘があれば確認をして、適切にこれまでは対処してきているはずなんですけれども、また改めて現地を調査いたしまして、適切に処理したいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 4 議案第 8 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 4、議案第 8 3 号「平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 8 3 号「平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第 8 3 号、平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算、第 2 号について御説明を申し上げます。

今回の補正内容は、まず 3 点あります。

まず第 1 に、人事異動に伴う職員給与費の補正として、総額 1 2 5 万 4, 0 0 0 円の減額を行います。

次に 2 点目ですけれども、今年度実施予定をしていた老朽管更新事業について、補助制度がなくなり、2 5 年度以降に新たな補助制度で採択されることが決まったため、本事業を繰り延べて新年度で実施することにしました。このため、本年度事業費を 5, 2 1 8 万 3, 0 0 0 円の減額補正をするとともに、この財源である企業債 5, 0 0 0 万円を減額し、所定の消費税及び地方消費税相当額 2 5 0 万円を増額するものでございます。

3 点目でございます。債務負担行為の追加として、平成 2 5 年度に実施する水道水質管理業務委託として 7 6 0 万円を限度とすることをお願いするものでございます。

それでは、1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 4 年度江田島市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。

支出です。第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用に△ 1 2 9 万 9, 0 0 0 円、第 2 項営業外費用に 2 5 0 万円を追加し、第 1 款の水道事業費用の補正後の額を 8 億 3, 3 0 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

次に 3 条でございます。予算第 4 条本文括弧書中ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 9, 8 2 4 万 4, 0 0 0 円を 1 億 9, 6 0 6 万 1, 0 0 0 円、

当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額637万6,000円を393万5,000円に、当年度損益勘定留保資金1億2,699万6,000円を1億2,725万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず収入でございます。第1款資本的収入、第1項企業債5,000万の減額としまして、資本的収入は5,178万4,000円となります。

次に支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費の額を△5,218万3,000円としまして、資本的支出の補正後の額2億4,784万5,000円とするものでございます。

次に第4条です。予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加いたします。

水道水質管理業務委託、期間は25年から25年まで、限度額は760万円でございます。

2ページ目をごらんください。

第5条では、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

起債の目的ですが、配水施設整備事業を補正しまして、限度額を0千円、なしとするものでございます。

第6条 第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、△125万4,000円、計で補正後の額は1億4,101万8,000円とするものでございます。

なお、この予算に関する説明書としまして、3ページに補正予算、第2号の実施計画、4ページに資金計画、5ページに給与費明細書、6ページに債務負担行為に関する調書、7ページに費用別内訳書及び8ページに資本的収入及び支出の部をつけておりますのでごらんください。

以上で、平成24年度江田島市水道事業会計補正予算、第2号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 6ページの債務負担行為であります。水道水質管理業務委託、この関係は専門的なものですね。それで入札とかはなしで随契でやるかもわからんですよね。12月定例でね大体この債務負担を起こす場合は、入札があるからね、ほいで4月1日からすぐ仕事ができるようにしたいからやるいうんですがね。そのような、初めて今年、前年度ずっと出てないですね。初めて出てきたから不思議に思うんですが、なぜかお伺いします。

それから、8ページの支出の方の工事が5,200万ほど減額になったと。これは来年度老朽管の補助金が出るということで、減額したいということですが、老朽管がね、早く

進めないと破裂するところ多いんじゃないです。呉の方でも破裂する、広島の方でも破裂しよる。どんどん進めんにゃいけないのに、一たん止めて次の年度にまわすのはちょっとおかしい思うが、どう思われます。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） まず、債務負担の件でございます。

債務負担行為については、企業局として、安全で安心な水を配水するため、年度の初めから水質検査が必要なため行うことでございます。

これは水道法の第20条の水質検査の義務付け、水道法第4条で水質基準ということとあります。今までは近隣市町村であります呉市で委託。それとともに最近、ちょっと名前が言いにくいですが、クリプトスポリジウム原虫とか言って、段々調査項目がふえてまいります。それで、呉市だけいんか特定のことを確定するのに、機械の導入なんかで、なかなかできんようなことがありまして、どんどんふえてまいりますもんで、呉市だけではなかなか難しくなっております。

ですから、今後、ここの行財政改革じゃないですけど、事業を精査する中で、改めて入札及び随契も含めて、検討しながら、4月までの4月1日には間に合わしたいと思っております。

次の5、200万の件なんですけども、老朽管につきましては、本庁には、ちょうど400キロメートル配水管が敷設されております。あと、400メートルぐらいでちょうど400キロになります。そのうち老朽管の残つとところが8キロあります。他市とかに比べましても普及率もいいんですけども、特に今下水と並行しながらもやることもあります。そういうことがありまして、それと資本的のうちの勘定がありますので、資金の状況を見ながら、順次改良しておるとこなんですけども、できる限り早い完成を見たいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 今言われました5、200万の工事費というのは、どこを中断されたんですか。来年度にまわすと言われて。

ほいで、少々のメーター数ではこの金額にならんと思うんですが、何メーターやられようとしようとしとるんですか。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） ちょっとメーター数については差し支えさせてもらいますけど、予定しとったところは、鷺部、江南地区でございます。

ちょっとメーター数はちょっとわからんので、また後日説明させていただきます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） メーター数は今答えんでええから、今後20日の日に議会があるから、そのときに教えてください。メーター数がなんぼかいうことを。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） そのとき答えさせていただきます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長(上田 正君) 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、あす12月14日から12月19日までは休会とし、二日目は12月20日、午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

(散会 15時56分)